

第七十二回 参議院公害対策及び環境保全特別委員会会議録第十一号

昭和四十九年五月十五日(水曜日)
午後二時十九分開会

委員の異動

五月十五日

辞任

斎藤 寿夫君
鶴岡 哲夫君
加藤 シヅエ君
杉原 一雄君

補欠選任

高橋 邦雄君
沢田 政治君
村田 秀三君
川村 清一君

出席者は左のとおり。

委員長

森中 守義君

理事

田口長治郎君
原文兵衛君
矢山 有作君

委員

金井 元彦君
高橋 邦雄君
寺本 広作君
中村 登美君
川村 清一君
沢田 政治君
村田 秀三君
小平 芳平君
高山 恒雄君
菅原タケ子君

国務大臣

国務大臣
(環境庁長官)
国務大臣
(総務府総務長官)

三木 武夫君
小坂徳三郎君

政府委員

公害等調整委員会委員長
小澤 文雄君

公害等調整委員会事務局長
宮崎 隆夫君

環境庁長官官房長
信澤 清君

環境庁長官官房局長
春日 斉君

通商産業大臣官房審議官
江口 裕通君

常任委員会専門員
中原 武夫君

環境庁大気保全局長
山崎 圭君

環境庁大気保全局長自動車公害課長
小林 育夫君

資源エネルギー庁石油部精製流通課長
松村 克之君

資源エネルギー庁石油部開発課長
豊島 格君

運輸省自動車局長
田付 健次君

整備部長

本日の会議に付した案件

○公害紛争処理法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(森中守義君) ただいまから公害対策及び環境保全特別委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
本日、斎藤寿夫君が委員を辞任され、その補欠

として高橋邦雄君が選任されました。

○委員長(森中守義君) 公害紛争処理法の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず政府から趣旨説明を聴取いたします。総理府総務長官小坂徳三郎君。

○国務大臣(小坂徳三郎君) ただいま議題となりました公害紛争処理法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

公害紛争処理法は、公害紛争を迅速、簡易かつ適正に解決することを目的として制定されたものであり、この目的を達成するために現在では和解の仲介、調停、仲裁及び裁定の制度が設けられ、いづれも紛争当事者の申請に基づいて、中央においては公害等調整委員会、地方においては都道府県公害審査会等がその処理に当たっております。これは、御承知のとおりであります。本法が施行されましてから昨年末まで約三年の間に、公害等調整委員会及び都道府県公害審査会等に係属した事件は、百二十件であり、そのうちすでに解決されたものは六十三件、その解決に要した期間は平均十か月となっております。おおよね所期の目的は達せられており、考えられるのであります。

しかしながら、最近における公害紛争の実態を見ますと、その規模が一そう拡大するとともに、当事者間の対立が激化し、かつ紛争が長期化する様相が顕著にうかがえるのであります。これを放置するときは、緊急を要する被害者の救済が遅延する等の社会的に重大な影響が生ずることが憂えられるのであります。このような事態に対処するためには、紛争当事者の申請を待つて紛争処理機関が解決に乗り出す現行の諸制度のみで十分で

あるとはいえないのであります。当事者からの申請を待つことなくできるだけ早い機会に紛争処理機関があつてに乗り出し紛争の解決に力をかすことができる制度を設ける必要があると考えられるのであります。これが本法を改正する理由の第一点であります。

次に、今日までの本法の運用の経験等にかんがみまして、本法に定められている公害紛争解決のための主要な手段であります調停、仲裁または裁定の手段中に紛争処理機関が紛争解決のために機にに応じて当事者に必要な事項の勧告を行うことができる制度を設ける等、これらの手続について制度の整備充実をはかるため規定の整備を行う必要が痛感されるのであります。これが本法を改正する理由の第二点であります。

さらに、住民から申し出される公害苦情につきましては、地方公共団体に置かれております公害苦情相談員が中心となつてその処理に当たっておりますが、当該業務の重要性にかんがみ、その活動の一そのの活発化に資するため、公害苦情相談員の職務を一段と明確にする等の措置を講じて苦情処理体制の整備をはかる必要があるものであります。これが本法を改正する理由の第三点であります。

以下、改正の概要について御説明申し上げます。
改正点の第一は、申請を待たずに行なうあつてんの制度を設けることとでございます。公害にかかわる被害の程度が著しく、かつ、その範囲が広い紛争が生じ、当事者間の交渉も円滑には進行しておらず、これを放置するときは、多数の被害者の生活の困窮等社会的に重大な影響があると認められる場合には、当事者からの申請を待たずに、公害等調整委員会または都道府県公害審査会は、当事者の意見を聞いて紛争のあつてんを行なうこと

ができることといたしますとともに、あつせん手続に入つた後で、あつせんでの紛争の解決は困難であるが調停なら解決の見込みがある等の場合には、当事者の意見を聞いて調停に移行することができるとも開くことといたしております。

なお、これに関連いたしまして、現行の和解の仲介の制度はあつせん制度に吸収することとし、現行では和解の仲介を行なつていなかった公害等調整委員会におきましても申請にかかわるあつせんを行なうことができることといたしております。

改正点の第二は、現行の調停、仲裁及び裁定の制度について、その整備充実をはかつたことであります。

その一は、調停委員会、仲裁委員会または裁定委員会は、それぞれ、調停、仲裁または裁定の手續中において、仮の措置として、当事者に対し、調停、仲裁または裁定のために必要と認める措置をとることを勧告することができることといたしております。

その二は、現行制度におきましては、調停委員会は相当と認めるときは当事者に対し調停案の受諾を勧告することができることになっておりますが、今回、この受諾勧告を行なつた場合に必要があるときは、その調停案を公表することができることといたしております。

その三は、義務履行の確保のための措置でございますが、公害等調整委員会または都道府県公害審査会等は、権利者の申し出に基づき、義務者に対し、調停、仲裁または責任裁定で定められた義務の履行に関し、必要な勧告を行なうことができることとし、確実かつ円滑な義務の履行を確保することといたしております。

なお、右のほか、事件処理の円滑化と迅速化をはかるため、調停事件の引き継ぎに関する規定の整備を行なうことといたしております。

改正点の第三は、公害に関する苦情の処理体制を整備するための措置を講じたこととございまして、住民から申し出される公害に関する苦情を処

理するため全国の都道府県及び多くの市町村には、公害苦情相談員が置かれておりますが、その苦情処理活動の活性化に資するため、苦情相談員の職務を明確にいたしますとともに、地方公共団体の公害に関する苦情の処理状況を常時適確に把握しておくため、公害等調整委員会は地方公共団体の長に対し、都道府県知事は市町村長に対し、これらについての報告を求めることができることといたしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(森中義君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(森中義君) 次に、大気汚染防止法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○矢山有作君 大気汚染防止法の一部を改正する法律案についてお尋ねをいたします。

まず最初にお伺いしたいと思ふのは、産業構造の転換に関する問題であります。これは通産省もお見えになっておられると思いますが、ひとつ副総理という立場から三木長官にお答えをいただいたいと思ふます。

地球は有限でありますし、自然資源には制約があります。つまり現在では、空気、水といった資源についても、その量が有限であるという認識に立つて産業活動を行なう必要があると思ふます。われわれを取り巻く環境汚染に有効に対処するためには、これまでの重化学工業政策を見直す必要があると考えるわけであります。化学、鉄鋼、一般機械、輸送機械などの重化学工業は生産

性が高く、貿易面でも大きな役割りを果たしておることはわれわれも認めるところでありますが、他方におきまして、汚染因子の発生源、資源使用の面から見ますと、パルプや紙、鉄鋼、非鉄金属などにおいて平均よりもずっと大きくなつております。つまり、われわれの産業活動の重要な基盤となるべき素材産業は、生産性、貿易活動などの面では平均を上回つておる反面、環境汚染の面では今後抜本的に改善しなければならぬのであります。政府は、国民経済、環境汚染防止の観点から、今後の産業構造あるいは産業のあり方をどういうふうと考えておいでになりますか。

昨年の二月に閣議決定をされました経済社会基本計画の中では、「わが国の産業構造は、長期にわたつて環境を汚染せず資源再利用可能な産業活動と創造的な自主技術に支えられた知識集約型に次第に転換していくことが期待される。」と述べられておるわけであります。政府のこの産業構造の転換の問題に対する具体策をお伺いしたいのであります。

○国務大臣(三木武夫君) いままでもそういうことはたびたび言われたのでありますが、とにかく身につまされる思いをしなかつたために、演説の文句になつておるような面もあつたわけですが、今日のような資源の問題、いま矢山委員の御指摘のように、これは有限なものであるという意識が全人類に行き渡つてきております。資源保有国も、これを大事にしようという、資源ナショナルイズムという意識は非常に強くなつてきておるわけですが、したがって、これからはやはり資源の高価格時代がくる。

石油でも、これは昨年と比べて三倍以上も四倍もなるわけですから、これが急に——私がちやうどロンドン滞在中にヤマニ石油相と偶然にキャラハン外相のところでお出會つて、夜ゆっくり話をうたうことで彼と話してみたいわけです。そうしたら、いま一バーレル当たり十ドルです、これは高過ぎるから下げようというのを、彼は盛んにサウジアラビアとしてはそういう方針であつて努

力をすると言つていました。だから、いまの十ドルが下がるようなことがあつても、それは大きく昔のような時代には返らない。したがって、石油というものは高価格の時代がくるんだということ前提にして考えなければならぬわけで、それは国際収支の面からも、去年使つておるような石油をいまの価格で輸入したら百十億ドル、日本の外貨支払いがふえるといふのですから、いま外貨の保有が百二十億ドルぐらゐりしかないので百十億ドル追加的な外貨の支払いがふえるといふのですから、そういう面からも、いわゆる資源というものが金さえ出したら入つてくるという時代は終わつたんだという認識を持たなければならぬことが一つ。

それと、環境というものは、先般イギリス政府の招待で行つてみますと、やはり一つのスペースといひますか、空間が問題なんで、向こうは日本と違つて平地面積も多いですから、工場があつても日本のように一ところに密集しておるような工場地帯ではないですから、環境の密度というものが非常に違ひがあるわけで、日本がこれ以上高度経済成長だということに至るところにコンビナートを建設してやるということになれば、それは統計の上でGNPは上がつても、そういうふうになつてくると人間が生きておるか生きておらぬか、疑問になる。

そういうことで、高度経済成長政策は資源と環境の面から制約がくるわけで、いままでは演説のときに知識集約型とか言つておつたのが、現実には実物教育を受けてないわけですが、これからはもう現実のものとなつてきたのでありますから、今後はやはり日本人の頭脳とか技術、こういうものを使つて、なるべく資源を消費しない。国民の生活の面でもそうだと思います。こういう大量使い捨て時代、このことからごみの処理が都市行政の中心題目になるということについても、いろいろとものと簡素な国民生活というものが再評価されなければならぬし、そういうことを考えてみると、いやおうなしにいま矢山委員の御指摘

のような、日本の産業構造は大転換をしなければいかぬ。国民生活もそうです。こういうことで、これは政府はいままでのようなただ演説ではだめだ、実際に具体的に、年限がかりますから、すぐに一ぺんにはできないので、多少の長期的な計画を立てなければならぬことは当然であります。そういうことをやらなければ、これはもう環境と資源の面から日本の経済というものは非常に困難にぶつかる。御指摘のようなことをこれから大きな産業政策の方針にせなければならぬ、こういうことを政府は強く感じておる次第でございます。

○矢山有作君 確かにいままで、おっしゃる通りに産業構造の転換というのは演説の文句になっておったと思うのです。さっぱりその具体的な方針が出てこないといううらみがあつたのではないかと思います。長官もおっしゃいましたように、資源なり環境からの制約で、演説の文句で終わらすことはできなくなつたわけでありますが、そうすると、たとえば「創造的な自主技術の開発」云々というように経済社会基本計画の中でもうたつておりますけれども、実際見てみると、国内で創造的に開発された自主技術を使つて日本の高度成長が達成されたというよりも、戦後他国で開発された技術をほとんど取り入れることによって高度成長を達成したというのが、いままでの日本の姿ではなかつたかと思ひます。

そういう点で、直接こういふ問題にタッチしていくのは通産省だろと思うのですが、通産省はこの産業構造の転換という問題、これはたびたび中曽根大臣の演説あたりでも私も聞いていますところですから、その演説に終わらせたいためには、やはり事務当局がそういった具体策について積極的に取り組むか取り組まぬかという問題なんです。通産省の事務当局がお見えのようでありまして、ひとついまの状況と、いまの考え方というものをできるだけ具体的に、あるなら聞かせていただきたい。

【委員長退席、小平芳平君着席】

○政府委員(江口裕通君) ただいま三木長官がおっしゃいましたことの補足になるわけでございますが、具体的に申し上げますと、一応通産省関係といつたしましては、昭和四十六年でございますけれども、産業構造審議会の中間答申というものをいたしてあるわけでございます。その際におきましても、環境の保全でございますとか、あるいは省エネルギーの問題等はすでに萌芽としてございまして、たわけでございますが、その後、先ほど御指摘の長期経済計画等を経まして、それからさらに最近、昨年来の例の石油危機の問題に関連いたしまして、ますますその必要が強まっております。

現在、具体的に申し上げますと、通産省関係といたしましては、そういう昨年の秋以来の情勢を盛り込みまして、例の中間答申をもう少し具体的に焼き直すような作業をいたしております。近くその作業を進めまして御答申をいただきたいというふうなことを考えておりますが、その際おそろく骨格になります点をいくつかいつまんで申し上げますと、第一点といたしましては、たとえば石油化学でございますとか、あるいは鉄鋼でございますとか、こういった産業の場合にはエネルギーがいわゆる多消費でございます。具体的に申し上げますと、鉄の場合、あるいは石油化学の場合、それからさらに電力、それからセメントというようなものは、いわゆるエネルギーをたくさん食う産業でございます。いま申し上げたものに付しましては、たとえば電力等をいままで海外に持っていくというわけにはまいりませんけれども、鉄鋼でございますとか石油化学等のいわゆる資源多消費型産業等につきましては、これから新たな立地計画等が起きます場合には、海外立地ということも極力考えていったらいかであらう。この際これは基幹産業でございますので、国内にだけ置いておくか、あるいは海外にだけ分けるかというような問題がございまして、そういうバランスを考慮しながら、海外立地の観点を相当大きく取り入れていく必要があるのではないかと、これが第一点で

ございます。

それから第二点といたしましては、いわゆる知識集約型産業でございます。高度の組み立て産業、あるいはコンピュータ産業等々がよく例示されておりますけれども、こういったものの育成をはかります。当然この際、いわゆる技術的にも日本としての一つの独自技術を進めていきたい。特に公害等につきましても、いわゆる各種研究機関等を動員いたしまして、日本独自の技術を進めてまいりたいことを考えております。

【委員長代理小平芳平君退席、委員長着席】

それから、なべて申し上げますと、さらに第三点といたしまして、特に環境保全との関係も考慮する必要があるとしまして、極力クロードシステムというものを各産業に取り入れてまいるようにしたい。やや具体的にございしますが、そういうようなことも考えております。例の隔膜法にありまして、ブドシステムといったような問題にございまして、うな、そういう形で公害の発生しないようなものを持つていきたいといううなことを、ごく大ざっぱに考えておるわけでございます。

その他全般的な省資源、省エネルギー、あるいは環境保全といううなことで進めてまいりたいというのが現状でございます。

○矢山有作君 いろいろお聞かせいただきましたが、いま産業構造の転換の中で企業の海外立地の問題が出てまいつたわけでありまして、これは私は、国内でこれだけ水を土地を空気を汚染した状態の中で、これ以上汚染したらいかぬからというので、その汚染のもとになつておるという産業を海外に持っていくんだという発想では困るので、そういうことになる、その持つてこられたほうの立場に立てば、公害産業を持つてこられたらたいへんなことになるわけですから、こういう点は公害の輸出にならぬように十分配慮されませんと、やはり海外からのきびしい指導を受けるといふことになりまして、特にこの点は、海外立地という問題を積極的に進められようとする

ばするほど十分注意をしていただきたいと思ひます。

それから次に質問を移しますが、低硫黄原油の確保の見通しについてお伺いしたいわけですが、昭和四十七年度にわが国が輸入した原油の平均硫黄含有率は一・四九％になつておるようです。

四十年の二・〇四％に比べて低下はしておりますが、同時に、原油の輸入量も四十年の八千五百二十万キロリットルから四十七年度の二億二千七百三十一万キロリットルへと約二・六倍に増加しておりますので、硫黄酸化物の総量も百七十四万トンから三百三十九万トンへと増加しております。したがつて、硫黄酸化物について総量規制を導入しようとするれば、まず低硫黄原油など硫黄分の少ない燃料が確保されなければならぬわけであります。

そこで低硫黄原油の埋蔵地域を見てみますと、これは世界的に見て著しく片寄つておるようです。おもに北アメリカ、アフリカ大陸、中東地域の一部、東南アジアなどに限られておるというのが実情のようでありまして、しかも埋蔵量は全石油埋蔵量の三〇％程度にすぎないといわれております。このために先進諸国の公害対策などから需給が逼迫いたしまして、価格も上昇しております。

たとえばわが国が輸入しておる低硫黄原油の約半分を占めておるインドネシアのミナス原油は、公示価格で四十七年四月に二ドル九十六セントであつたのが、最近では一ドル七十七セントと約五倍にも値上がりしております。こうした状況を考えますと、わが国が低硫黄原油を十分確保するといふことはきわめてむづかしいと思はれる情勢にありますが、通産省は低硫黄原油の今後の輸入についてどういふ見通しを持つておいでになりますか。

○説明員(松村克之君) 低硫黄原油の入手につきましては、先生いま御指摘のとおり、過去数年にわたつて輸入原油のS分は着実に低下してきてたわけでございますけれども、たとえば四十八年度で申し上げますと、現在精製用でもつて一・四一％

程度になるかと思いますが、この中で低硫黄原油という観点からいたしまして一番大きなものは、御承知のとおりミナス原油でございますが、これの日本に対する輸入というものは、たとえば四十八年度で申しますと二千七百五十七万一千キロリッター、大体全輸入量の九割ちよつとでございます。これが、ミナス原油についてはほぼ限度にきておりまして、四十年から四十四年までを見ますと、ミナス原油の構成比は、全体の輸入量に占める比率は二割ないし三割であつたわけでございますが、四十五年以降は九割ないし一〇割というところで、ほぼ頭打ちになっております。そういうこともございまして、今後とも低硫黄原油の輸入という点については最大限の努力をするつもりでございます。やはり原油の中のS分というものは一・四とか一・三とか、その程度になるであろうというふうに考えるわけでございます。

○矢山有作君 いまのお話を聞いておつても、低硫黄原油の確保というのは、これはなかなか容易ではないだろうと思つたのです。それだけに脱硫の問題を今後真剣に考えていかなければならぬと思つて、そこで次にお伺いしたいのは、わが国の輸入原油の八〇％以上は硫黄分の高い中東原油に依存してゐるというのが実情のようでありまして、硫酸化物の総量規制をしようとするれば、今後の石油開発政策というものを低硫黄原油を確保する方向に向けていかなければならぬというものは、もうこれは私が言うまでもないところでありまして、

ところで、わが国の企業による海外石油開発の現況を見ますと、これも私の手元にありますのは四十七年度の通産省の資料であります。四十七年度で二千九十七万キロリッターを輸入しておりますが、そのうちで硫黄分一％以下のいわゆる低硫黄原油は、北スマトラ石油株式会社、四十七万キロリッター、インドネシア石油資源開発株式会社、三十三万キロリッター、ジャパン・ローサルファオイルの百三十万キロリッターで、合計いたしまして二百万キロリッターちよつとというところ

であります。自主開発原油輸入量の約一〇％にすぎぬような状態でありまして、低硫黄原油を安定的に確保しようと思えば、今後わが国の自主的な開発ということをやはり考えていく必要があるのではないかと。そこで、この低硫黄原油の自主開発による輸入比率を高めていくということについて、具体的な対策がありならお考えを聞かせていただきたいと思います。

○説明員(豊島格君) いまの先生の御指摘になりました低硫黄原油の自主開発の問題でございますが、実はその後、石油公団を中心とする自主開発ということを進めておりまして、ほとんどのプロジェクトというものが、大体東南アジア、それから中東の一部の低硫黄原油、アブダビとか、それからアフリカ、それから最近では中南米にもアプローチしておりますが、こういうことで、四十八年になりますと、アブダビのBP、CFPの持つておりますADMAというプロジェクトに参加いたしました。七億八千万ドルの参加料を払つて参加したのですが、その油というものが大体八百万キロリッターとか、それからインドネシア石油が増産される。さらにアブダビで、これはみづから鉱区を取つてやつたのですが、そういう油というものは出てきております。そういうことで、公団の探鉱投資の対象というものは、従来からやはり低硫黄原油の確保ということに力点を置いて運営されておるわけです。

さらに、日本周辺の大陸だなどというものにつきましても国が基礎調査をしておつたわけですが、これも最近では開発段階に入つておりますが、この大陸だの原油は非常に超ローサルファでございまして、政治的にもナショナルセキユリティの観点から非常に重要であるということで、公団の投資につきましては七割という高率な投資を行ないまして、この開発につとめておるといふこととでございます。さらにいわれる狭い意味の自主開発ではございませんが、たとえばインドネシアに對しまして、昨年三月きまつたわけですが、十年間に五千八百万キロリッターの油を確保する、

こういう意味で従来のソースと別に油の確保というところを、これに關して借款を二億ドルぐらい出すとか、さらにシベリアのチュメニ油田、いろいろむずかしい問題でございますが、やはり低硫黄原油でございますので、そういう単に自分で開発するだけでなくて、そういう金を出して見返りとして油を獲得する、こういう点も非常に多角的な戦略を展開して低硫黄原油の確保ということをはかつておるわけでございます。今後その方向で進むべくつとめてまいらる次第であります。

○矢山有作君 次は脱硫装置の問題についてお伺いしたいのですが、脱硫技術には、重油の中から硫黄分を取り除く重油脱硫や、それから重油を燃やした煙の中から硫黄分を取り除く、いわゆる排煙脱硫などがあるわけでありまして、重油脱硫は石油精製業などで設置されておりますが、そのうち直接脱硫装置は四十七年度末で十九万七千六百六十一バレル、それから間接脱硫が五十六万四千五百一十バレルで、常圧蒸溜で生産される重油の約三分の一が直接脱硫という方法で脱硫をされております。直接脱硫の場合、硫黄分は一・〇％まで低下させることができますが、触媒の制約からこれが限度だといわれておりますし、また間接脱硫の場合は、減圧軽油と残留アスファルトをまぜるために、硫黄分は一・六％と直接脱硫によつた場合よりも高い。いずれにいたしましても、脱硫に限りがあるとしております。したがつて、重油脱硫の場合は、低硫黄重油の輸入量をふやして、これと重油脱硫後の油とをまぜる形にしないという効果は薄いことになる。

一方、排煙脱硫には乾式法と湿式法とがあつて、電力業界では、乾式法が中部電力四日市火力三号機で十一万キロワット相当、東京電力鹿島火力三号機で十五万キロワット相当、関西電力堺港火力八号機で六万二千五百キロワット相当の装置が設置されております。しかし最近では、湿式法の方が技術的に安定しているとの見方が強く、関西電力尼崎東火力二号機で三万五千キロワット相当の装置が建設されておりますが、それぞ

れ長期運転における安定性などの問題が残されておるといわれております。排煙脱硫装置の設置状況については昨年通産省が調査したところによりまして、電力、鉄鋼、石油化学など九業種が昨年三月までに設置した稼働または稼働予定の装置が百三十八基に及んでおります。

ところで、総量規制の考え方からすれば、硫黄分を除去する場合に、多量の排煙から微量の硫黄分を除くよりも、硫黄分が濃縮されておる段階で除去するほうが効果があるように思われるわけでありまして。排煙脱硫装置でも九〇％以上の脱硫が可能であるといわれておりますが、脱硫前の重油酸濃度が高ければあまり意味がないと思つたのです。したがつて、低硫黄化対策の重点を排煙脱硫装置の設置促進に置くのではなくて、重油脱硫装置のほうに置いて、硫黄分が濃縮された状態の原油を脱硫して低硫黄重油とまぜ、硫黄分一％以下の低硫黄原油にしてから使用し、さらにそれに対して排煙脱硫装置を設置していく、こういう形をとつたほうがより大きな効果が得られるのではないかと。もちろん金のかかる問題ではあります。いまの公害の状況から見ると、そうするのが当然だと私も思つておるわけでありまして、これに対する通産省の御所見はどうでしょうか。

○政府委員(江口裕通君) いま御指摘のありましたことをごく簡単に要約させていただきますと、従来やつておりました重油脱硫、直接間接を問わず、それにつきましては、従来方式ではやはりS分を取るのに限界がある。具体的に申しますと、直接脱硫の場合は一・〇以下にはならない、あるいは間接脱硫の場合は一・六以下にならないという御指摘をいたしました。それから一方、排煙脱硫というものがもう一つあるわけですが、煙になつたときから取るというのがございまして、それにつきましてはや技術的に不安定なフクターがあるかと思つて、もちろん御趣旨の中には、土地が少なくないかあるいは資金がたかさん要るとかというようにございまして、そういう制約があるのかという御指摘だつ

たように思うわけですが、したがって、そういうことから一度元に戻って、重油の脱硫で取れるものを思い切って取るような抜本的方法はないかというように拝察しておるわけでございます。

現在、お答えになるかどうか、それに該当いたしますものといましては、間接脱硫をいたしまして一・三ないし一・五%までもつていきまして、そのあとさらにアスファルトとかいろいろなものが残っておりますので、その重質油分解をやります。いわゆる重質油分解といっておりますが、それですらに〇・三ぐらいまで落とすといくというような技術もいま鋭意検討しております。それからもうひとつ別の方法といたしましては、ガス化脱硫というように、いわゆる温度を高圧高温でやりますとか、あるいは低圧低温でやりますとか、やり方はいろいろあると思っておりますけれども、そういうことを検討いたしております。これにつきましましては、現在私も通産省関係の工業技術院傘下のところで、重要機械関係に対します補助金等を出しまして、鋭意そういうことの検討をいたしておりますわけでございます。それからさらにそういうことを行ないます場合には、実用化されるような場合には、日本開発銀行の公害防止融資で非常に低利の金を出していくというような措置で、極力そういうものも進めてまいりたいと考えております。

〇矢山有作君 私はやっぱり重油脱硫を中心に考えたほうがいいだろうと、こういう趣旨で、まあそういう御答弁だったようですが、まだ重油脱硫をやってもなおこれで硫黄分が完全に除去できるわけじゃありませんから、少々金がかかっても、それは排煙脱硫までもそれに組み合わせていって、そうして現在の大気汚染の状態というものを大きく改善していく、そういうふうな考えるべきじゃないか、こういう意味です。したがって、そういう方向で通産省には指導をしてもらいたい。それは企業としては負担はふえるだろうけれども、少

少負担がふえたつたって、人間の健康上の問題にかかわる問題だから、負担がふえるからそれをやらぬというわけにはいかぬと思うのです。

それから総量規制が実施された場合、その対象になる企業は、排出量の許容限度内でそれぞれ低硫黄燃料やあるいは排煙脱硫装置の設置などの対策をとるだろうと思うのです。しかしながら、排煙脱硫装置の設置には多額の経費がかかりますので、採算を考えた場合に、資本金のある大企業でも低硫黄重油の確保に走ることが予想されます。その場合、中小企業は十分な低硫黄化対策をとることができなくなるおそれもあるわけでありまして、したがって、低硫黄重油を優先的に中小企業に回して、資本金のある大企業は重油脱硫装置なり排煙脱硫装置を主力としていく、こういう対応策をとるべきではないかと思うのであります。

そのためには、大企業について脱硫装置の設置を法的に義務づけることは考えられないかどうか。たとえば東京都では、四月十六日に打ち出しました「都民を公害から防御する計画一七四年版」の中で硫黄酸化物については、五十二年度における都内のSO₂推定総排出量八万三千トンに四万三千トンに削減するために、重油使用量一日三キロリットル以上の工場に排煙脱硫装置の設置を義務づけるという対策をとるのだという方針を示しておりますが、こういうようなものと同じような対策を国としてもとっていくという考え方はないのかどうか、こういうことであります。

〇政府委員(春日吉君) 御指摘の点でございますが、硫黄酸化物の排出量を削減させるための対策としては、実は排煙脱硫装置を設置するということのほかに、使用燃料を低硫黄燃料、たとえばローサルファのみならず、LNGにかえるというようなこともございまして、また工場の操業時間の短縮とか、あるいは一部施設の使用停止というような最終的には問題、こういったものも考えられるわけでございます。しかし、総量規制基準が順守されるならば大気の汚染が改善されてくるわけ

でございますから、その方法がどのようなものであっても、いわば差しつかえないと思われるわけでございます。したがって、排煙脱硫装置の設置を義務づけることは、むしろ企業の公害防止の対応策を狭めると申しますか、限定するといふ一面の問題点も出てくるわけでございます。総量規制の実効を上げる上では、必ずしも排煙脱硫装置の義務づけだけに限るべきではなからうかと考えるわけでございます。

もちろん、排煙脱硫装置の設置が有力な対策であることはもちろんでございます。総量規制基準の順守を企業に義務づけることによりまして、実際上その排煙脱硫装置の設置の普及促進がはかれることに当然なっていくものと考えておるわけでございます。

〇矢山有作君 ちょっと、ぼくの趣旨を取り違えているのじゃないですか。公害規制がきびしくなっていくと、公害対策としてできるだけ低硫黄重油というものを使おうとしますね。それは当然です。大企業が低硫黄重油をどんどん使うようになる、中小企業は相当私が入りにくくなる、だるうと思うのです。したがって、大企業にはいわゆる重油脱硫装置なり排煙脱硫装置といったような、金がかかるだろうけれども、それをどんどん設置をさせる。そしてできるだけ中小企業はうにそういう低硫黄重油を確保するようにしてやらぬと、中小企業はそんな脱硫装置をつけるような余力は持っておりませんから、そういう意味で大企業が脱硫装置の設置を義務づけたらどうか、こういう意味なんです。

〇政府委員(春日吉君) 御趣旨はよくわかりました。私も総量規制を順守するためには、硫黄酸化物のその地域におきまして排出のシェアが非常に大きい大企業、大工場におきましては、必然的に排煙脱硫装置はつけざるを得ない基準でございますので、これは先生御指摘のように、どんなことがあってもつけてまいることになるはずでございます。それから中小企業におきましては、御指摘のとおり入手できなくなる可能性もないわけでは

ございませんので、これはローサルファの供給計画というものはできる限り厳重に、あるいは重油脱硫の普及等によりまして行なつてまいりたい、かように考えております。先生の御趣旨につきましては、まことにそのとおりだと思っております。

〇矢山有作君 通産省のほうで、中小企業等に対する低硫黄重油をできるだけ確保してやるということ、これはあなたのところの担当でしょうかね、それは何か考え方がありますか。

〇説明員(松村克之君) 先ほど先生からお話のございましたとおり、四十七年の直接脱硫の設備が十九万バレル、間接脱硫の施設が五十六万バレルというところでございますが、これを四十八年、四十九年、今後ともこの設備を増加してまいりまして、今後低硫黄原油の入手の努力、それから先生からもお話がありました低硫黄の重油の入手努力というものと並行いたしまして、重油脱硫施設の増強につとめてまいる所存でございます。ただ、やはり先生お話しございましたように、重油脱硫についても、現在までのところはなかなか技術開発が進んでおりませんが、脱硫率と申しますか、おのずから限度がございます。それで現在、新しい方法の開発、あるいは重質油分解といったようなところまで進めて研究中でございますけれども、やはり大規模のプラント、ユーザのほうでいいますと大規模のパワープラントといえますが、火力発電等についてはやはり排煙脱硫でもってひとつ脱硫の努力をしていただく、石油の側から見るとそういうことを考えているわけでございます。

〇矢山有作君 だから、その低硫黄重油が入手しにくいのは、中小企業がしにくくなると思うのですよ。大企業は大きいだけに、公害規制がきびしくなれば低硫黄重油をできるだけ入手するように努力するでしょうから、その場合、中小企業は低硫黄重油がなかなか入手しにくい、しかも脱硫装置はたいへんな金がかかって自分では設置しにくい、こういう問題に直面するわけですよ。そこ

で、中小企業に対して低硫黄重油を何とか確保するということを考えてやらぬといかぬじゃないか、ということでは言っているわけですか。

だから、たとえばこういう方法もあると思うのです。原油を輸入した石油会社で重油脱硫をやらして、低硫黄化したものの石油でないと売らせない、こういうふうなやり方をすれば、それは低硫黄重油が市中に出回るわけだから、中小企業のはうもそんなに心配しなくて済むと思うのです。ところが、いま石油会社は、みずから重油脱硫装置をつけて低硫黄化して出すなどということ

を規制を受けていないわけだから、したがって、いま言ったように中小企業は低硫黄重油が入りにくくなりはいないか、手に入りにくくなりはいないか。だから、それに対して低硫黄重油を中小企業に使用させる、できるだけ使わせてやるようにしてやらぬと、これはたいへんなんじゃないかという意味で聞いているわけですか。わかりますか。

○説明員(松村克之君) 先生御指摘のとおりでございます。今後とも重油脱硫施設の増強を計画的に進めていきたいと思います。わけでありまして、ちなみに、内需向けに出荷されております国産の重油、この中に含まれております分は逐年低下をいたしてきておりまして、たとえば四十一年でございまして二・六％、四十二年が二・五％程度でございまして、四十七年の計算では一・五％程度になっております。これを四十八年、四十九年とさらに低下させていくということ、計画的に重油脱硫施設の設置には行政指導と申ししますか、指導を重ねているわけでございます。

したがって、現在のところでは大企業は、たとえば電力会社等は排煙脱硫をする、あるいはナフサをたく、あるいは原油なまだきをする、あるいはLNGを使うといったような方向で努力しておられるところもあるわけでございます。ただ中小企業につきましてもそういった燃料源を、たとえば原油なまだきであるとかナフサだきといったようなことはできないわけでございますので、先生のおっしゃるように低硫黄重油というものの

供給が中小企業のはうにいくようにという、その程度のパランスをとれるような努力を続けておるところであります。

○矢山有作君 いろいろ説明はいいので、低硫黄重油を中小企業に確保させるようにしなさい、そうせぬと中小企業は規模が小さいのだから、脱硫装置がみずから持てない。だから低硫黄重油を中小企業に確保するようにしてやりなさい、端的に言ってしまえばそういうことなんですよ。それに対して具体的な考え方がありますかと、こう言っているのです。

○説明員(松村克之君) 毎年、私どものほうではその年の低硫黄化目標というものを定めるわけでございますが、たとえば四十八年につきましては、内需用の重油の平均S分を一・一八％というふうなやつになっているわけですが、大体その程度でございまして、その中小企業の必要とする低硫黄重油というものの確保は可能になるのではないかと、こういうふうに考えております。

○矢山有作君 おかしらね、私の聞いていることがわからぬかな。つまり硫黄分一％以下の低硫黄重油というのは、公害規制がきびしくなればなるほどこれは需要が増大するわけですよ。そうすると、そういうものは大企業は大きな資本力にものを言わせて手に入りやすい。ところが、中小企業はなかなか手に入りにくい。したがって中小企業のはうは硫黄分の高い油を使うようになる。ところが、中小企業は脱硫装置をしようといつても、ことだから、その一％以下というような低硫黄重油を中小企業にできるだけ回してやるように努力はできませんかと、こう言っているわけですよ。その具体策はないのか、あるのか。いまやっているのが一・五％になったとか一・六％になったという話じゃない。

○政府委員(江口裕通君) 要するにこれは、S分を低くしますということは、全体のLSパランスから見ますと、ベストミックスをとるということだと思えます。大企業、中小企業、そのどれ

のどの分にもどういふことをとったらいかなということだとも考えざるわけでございます。したがって、先ほどから長々と申し上げましたように、全体の需給パランスがまずそういうふうにならないような需給パランスをとってまいりたい、これが第一点でございます。

それから第二点といたしまして、しかしながらそれは申しすけれども、やはり地域的な問題あるいは業種間の問題というのが出てくると思えます。その場合にどうするかということでございますが、われわれのほうとしては、そういうことのないように、まず全体をそういうふうにしていく、くし、それから中小企業にあまりしわが寄らないように排煙の分を極力大企業に、そういうふうな指導していくこととございまして。

どうしてもだめだといわれるときは、これは何かやはり考えなければいけません。これは、これも、具体的にしからばどうしたらいいかということ、地域の事情でございますとか、今後の総量規制の運用の状況等を見まして検討をするということになるかと考えております。

○矢山有作君 大体わかりました。要するに一番手とり早いのは、一％以下の低硫黄にしてしまつて、それを売らせるようにすればいいんですよ。だから石油会社に重油脱硫を徹底的にやらせて、そして全部一％以下にして流していけば、中小企業は低硫黄重油が入手しにくくなるかと、しにくくなるという問題は起こらぬ。それはそのとおりなんです。ところが、現状はそうじゃないから、そうじゃないから、中小企業が低硫黄重油を使いにくくなつて、しかも中小企業は脱硫装置をつけようといつたつてつける力がないから、このところが問題だという意味で言っているわけですから。まあこれ以上もう言いませんが、言いおろすところはわかつておるのです。だからそういう対策をひとつ十分考えていただきた

い。それから電力、鉄鋼、化学業界などで従来、大型ボイラーの燃料用として硫黄分の高いC重油が

もっぱら使用されておりました。ところで、その価格を見てみますと、これは最近の価格、C重油が、きょう聞いたところによりますと二万円前後だということですね。それから工業用の灯油が二万七千円ぐらいだという話を聞きました。それから家庭用の灯油が一万三千円ぐらいだと、こういうふうな話を聞いたのでありますが、灯油需要の約七〇％は家庭用が占めておると、こういうふうな聞いておるのです。そうすると、硫酸化物の排出規制の強化に伴って、家庭用の灯油が産業用に流されるおそれがあるのではないかと。その結果は灯油価格の値上がりという事態を引き起こすので、それによって被害を受けるのは一般国民であります。したがって、こういうような事態にならないように、各産業が使用している燃料に対して監督を強化するとともに、基本的には、先ほど言いましたような脱硫装置の設置を義務づけるなり、あるいは低硫黄原油を積極的に確保していく、こういうことだろうと思うのですがね。この点どうなんでしょう。

ちょうどこの問題について通産省のほうから電話がかかってきてまして、それはもう家庭用の灯油は家庭用の灯油に売らなさいということを確認してやっていると、そんなような心配はありませんと、こう言うのですが、それは机上で理屈を考えたならば、これは家庭用だといつておられたのだから家庭用以外にはいかにぬはすだ、こうなるけれども、実際はそう理屈どおりでないから、理屈どおりにはいかにぬはすだ、こうなるけれども、これまでも通産行政の中でもたびたび、理屈どおりにはいかにぬはすだ、こうなるけれども、

○説明員(松村克之君) いま御指摘いただいた点について御説明いたしますと、現在の灯油の価格につきましても、家庭用が、お話のように一万三千円程度でございまして、それから工業用が二万七千円程度でございまして、非常に格差が大きくなつておるわけでございます。したがって家庭用の灯油に対する先生御指摘のような需要というものの

は、経済的に見れば非常に大きく強くなるのは当然でございますけれども、ただ、家庭用灯油といえますのは、御承知のとおり石油に詰めて販売するような種類のものとございまして、大企業が家庭用灯油を入手するといふ、しかも非常に安い価格で入手するといふことは、現在のところではむずかしいのではないかと考えてござい

ます。ただ、その他灯油、工業用灯油は二万七千円でございますけれども、この工業用灯油の需要というものは、やはり先生のおっしゃる通りに、これは価格の問題というよりはむしろ公害問題といふことから、工業用灯油の需要というものは最近ふえてきているのは事実でございます。そうすると、工業用灯油がふえると、つまり原油からの灯油の比率は高まってくるわけでござい

ますから、家庭用灯油の量が不足するのではないかと、こういふお話でございますが、これにつきましましては、現在のところではまだその需給バランスはきつておりませんわけでございまして、夏場の今後さらに備蓄を行なうことによつて、ことしの冬の家庭用灯油の供給の確保といふことははかれるのではないかと、またそういうふう

にいたす所存であるわけでございします。○矢山有作君 その大企業云々はどうでもいんですよ。要するに、C重油がいま二万円前後ですよ。工業用灯油は二万七千円です。家庭用灯油は一萬三千円です。したがってこの価格関係から見て、家庭用灯油は非常に安いわけだから、これが工業用に流されるという可能性は出てくるわけですよ。たとえば一萬三千円で押えられて

いる家庭用の灯油を、やみで流して工業用に持つていけば二万円になるというのなら、これは流れるでしょう。工業用灯油がいま二万七千円でしょう。重油が二万円ですからね。公害対策上そういうふうなことが起こるのじゃないかと、こういう意味なんですよ。それを、きょう通産省からどなただったかの電話では、いやそういうことにはならぬ、家庭用は家庭用だといつて流しているか

らそんなことにはならぬのだというのだけれども、ならぬという保証はないでしょう。家庭用一萬三千円というものが、工業用に回してくるなら一萬九千円ぐらいで買つてやろう、こういうことになると思つていかぬという保証はないわけですよ。そのことを言っている。どうなんですか、それは可能性あるでしょう。○説明員(松村克之君) 確かに可能性としてはあるわけでございます。それで、実際の流通としてどういふふうになつて

いるかと申しますと、家庭用と工業用の仕切りをいたします場合に、石油会社から特約店、あるいは特約店から小売店に仕切る場合に、その店での家庭用灯油の需要あるいは工業用灯油の需要といふものを大体において把握いたしまして仕切つて

いるわけでございします。それほどの大きな量の横流れといふものはないと思つてございしますけれども、若干の量がいわゆる家庭用以外の需要に流れるという可能性はあるわけでございします。ただ統計的に見ますと、四月、五月の灯油の生産、販売を見ますと、例年の傾向とはほぼ同様であるといふことはなつておるわけでございします。○矢山有作君 まあ流れる可能性だけは認めたわけだから、その辺は、えらいそつちに流れて国民が迷惑せぬように、そこはやつてもらわぬといかぬです。なかなか、その流される可能性があるいふことだつて、何べんも何べんも言わぬとあなた方言わぬのだからね。

次に、現行の環境基準の定め方の問題でお伺いしたいのですが、大気汚染物質の環境基準については、すでに硫酸酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素などについて設定されております。硫酸酸化物については、当初定められた環境基準の適合地域におきましても大気汚染による公害病が発生をいたしまして、その後環境基準を改定をされて現行に至つておるようでありまして、環境基準は、人体に対する生理的な影響、健康被害が生じないような基準といわれております

が、問題は、各汚染物質の基準の設定にあつて、他の汚染物質との複合作用あるいは相乗作用を検討した上で健康被害が生じないように計算されたものなのかどうかということにあると思つて、単一の物質だけで汚染されるということはないのでありまして、多くの地域は数種類、数十種類の物質によつて汚染されるのが実態であり、人体に及ぼす影響については何が決定的因子になつておるのかさへも判明しないという場合があり

ます。したがつて、環境基準の設定については、少なくとも数種類の主要汚染物質の環境及び人体に及ぼす複合作用なり相乗作用といふものを十分検討して、基準を強化していくという方向で考えなければならぬのではないかと申すのであります。○政府委員(春日吉君) 御質問の御趣旨はまことにこともつともございまして、環境庁にいたしまして、大気汚染物質の複合的な影響に注目いたしておりました。総合的な指標を作成すべく、この数年研究を重ねてまいつておるわけでござい

ます。ただ、汚染物質の相乗作用あるいは相乗作用と申しますものにつきましては未解明な点が多かり多岐にわたつてございまして、総合的指標を確立するまでには至つていないわけでございします。ただ、現在におきましても、硫酸酸化物あるいは窒素酸化物、浮遊粒子状物質、こういったものにかかわります環境基準を設定いたすにつぎましては、いずれも大気中にこれらの汚染物質が共存しているといふことを前提にいたしまして、共存による影響の強まりを考慮し、十分安全を見込んできびしい水準に設定しているのが現状でござい

ります。

○矢山有作君 この窒素酸化物を総量規制の対象として取り上げない理由、いまいろいろおっしゃったのでありますが、私ども聞いておりますところによりますと、一つは、先ほどもおっしゃっておったと思いますが、技術的な問題もあるようです。しかし燃焼技術の研究では、関西石油では液体燃料の燃焼による事例として、それから関西電力の姫路ではミナス原油燃焼によって、それから東京電力の磯子ではボイラー改善によって、幾つかの技術改善が実用化に近づいておるんだと、こういうふうな話を聞いておるわけです。

これは燃焼技術の改善の例でありますけれども、このほかにもメーカーサイドにおける研究としては、小規模ボイラーの改善について、もう十種以上のメーカーが技術をPRしておるともいわれております。それから排煙脱硝技術についても、四十九年度に技術改善を急がないと立ちおくれる情勢だというので、企業は早期実用化を促進中であるというふうに聞いております。またボイラー、加熱炉の改善につきましても、ガス燃料使用のものはほぼ完成に近づきつつあるというふうな聞いておるわけです。実用化の比較的困難な業種、ばい煙発生施設としては、鉄鋼の焼結炉なり溶鉱炉あるいは転炉、窯業のセメント、ガラス等の製造施設があるといいたしまして、実用化の可能なものから逐次現実の総量規制の対象としていくのが当然ではないかと思うわけでありまして、私どもは一日も早くこの総量規制の対象に窒素酸化物などを入れることによって、技術の開発を法的に誘導していくことも考えなければならぬのではないかと、こう思うわけです。

この早く指定をして技術開発をむしろ誘導しろという話は、この間参考人として呼ばれておいでになった四日市の吉田参考人もそういうことを言っているわけですから、そういう意味では私は窒素酸化物など早急に指定をして、総量規制の対象として指定をしていただく、こういうことをぜひともやっていただきたい、こういうふうに思うの

であります。この点について環境庁長官のほうから再度、どうするのか、明確な御答弁を願っておきたいのであります。

○國務大臣(三木武夫君) 御指摘のように、総量規制は硫黄酸化物だけのことでは、全体としての環境を問題にするので、当然に窒素酸化物であるとかばいじんも問題にしなければならぬわけでありまして、いま政府委員のほうから御答弁申し上げたように、技術的にもう少し解明せんならぬ面があるわけでありまして、しかし、矢山委員の言われたように、政治的な目標を設定して、そのことがまた技術開発を促進するという面が確かにあると思う。たとえば五十年からのいわゆるマスキング法の実施というものは、なかなかあれは抵抗があったんですよ。そうだけれども、日産にしてもあるいはトヨタにしても、私はもう絶対変えないというところで技術開発を促進した面もありまして、それをにらみ合わせまして、し

かしある程度の解明はして、これなら一応やはり皆が努力すればいいという目標の設定でないとい混乱も起こりますので、それはそれをにらみ合わせて、できるだけ早く窒素酸化物も総量規制の中に組み入れるようにしたいと思うのであります。これは通産省からも見えておるようでありまして、通産省のほうでも、脱硝技術というものは工業技術院なんかでやはり大いにやる必要がある。私は通産大臣の当時に、脱硝装置というものは、いままでのような小さなまんべんなく予算をつけるのでなくして、大きなプロジェクトをきめて、そして研究開発をやれという予算を脱硝装置というものに、大きな一つの研究のプロジェクトとして取り上げたのでありますが、そういう形も一つの参考にしたが、民間の技術の開発もいま御指摘のようにだんだん進んでおるようですが、もつと政府も工業技術院などで脱硝技術というものに對しては取り上げてもらいたい。これは私からも通産省に強く要請しておく次第でございます。○矢山有作君 ちょうど幸い通産省がおいでになるわけですから、脱硝技術の開発研究というのは

いまだどういふ現状にあるのか、ひとつお聞かせ願って、今後これについてどういふふうに進捗していくか、それもあわせてお聞かせいただきたい。

○政府委員(江口裕通君) 脱硝と申しますか、窒素酸化物につきましても、いわゆる脱硝のようなかなり効果のあることをとらうことは、実はなかなかむずかしいことは御指摘のとおりでございます。私は実は技術屋ではございせんけれども、硫黄と違ひまして、単体として存在しない化合物体系であるということが一つ燃料対策としてはあると思います。同時に燃焼の問題がございまして、結局のところやるといことが一番いいわけでございます。それからさらに、さっき御指摘のありましたいわゆる排煙の段階で脱硝をするという、大きく申しますとそういうことになろうかと思うわけでございます。

現在通産省のほうでやっておりますことといたしましては、傘下の国立試験研究機関等に対しまして、公害防止試験研究のうちで特にNOx対策研究に必要な経費というものを特掲いたしてございまして、これが四十八年度は約一億五千万円程度でございまして、四十九年度におきましては三億一千万円と倍増しておるわけでございます。さらに四十九年度からの新規項目といたしまして、先ほど三木長官からもちょっとお触れいただきましたけれども、脱硝にないまして、重要技術研究開発費補助金のうちから特ワケを設けてまして、窒素酸化物対策技術研究開発費補助金、これに六億円計上しております。こういったものを中核といたしまして、特にこの補助金等につきましましては、たとえば鉄鋼業界等におきましてもそういうものを研究するための一つの組合を設置しておられますので、そこへ補助金を交付いたしまして研究を促進いたしますとか、そういうふうなことをとつとめてまいりまして推進してまいりたいというふうな考えでおる次第でございます。○矢山有作君 先ほど言いましたように、窒素酸化物による健康に対する被害というのは非常に大きいわけですから、これはぜひとも長官もお話し

になりましたように、脱硝技術等の開発研究は精力的に進めていただいて、すみやかに窒素酸化物などを総量規制の対象に加えていただきたい。強く要望しておきたいと思ひます。

それから、ばいじんの問題については現在どういふふうにお考えになっておられますか。○政府委員(春日吉君) ばいじんの問題につきましても、現在種々の問題点がございまして、鋭意検討中でございます。できる限り早く総量規制の線に乗せるべく努力いたしていくつもりでございます。

○矢山有作君 いずれにいたしましても、日本における大気汚染というものは諸外国に比べて飛び抜けて高いわけですから、それによる健康被害というものは重大な問題でありますから、今回取り上げられた硫黄酸化物に加えて、先ほど来論議しております窒素酸化物、ばいじん等についても総量規制の対象としてすみやかに取り上げるように重ねて強く要望しておきまして、次に移っていきま

これは環境庁に聞きたいのですが、窒素酸化物の環境基準の達成期間につきまして、環境庁は「原則として五年をこえない期間内において、できるだけ早期に達成できるようにする。ただし、過度の人口集中地域または大規模工業立地地域にあっては八年をこえない期間内において達成するようつとめるものとする」と、こういうふうにしておられるわけですが、前にもちょっと触れましたように、最近の脱硝技術なり燃焼技術なり、これはほとんど研究もされておるわけでありまして、それから、そういう状況から、五年以内なりあるいは八年以内という許容年限をもつと短縮するということはできないのかどうか。さらに人口集中地域、大規模工業立地地域におきます中間目標、これをきめられておりますが、これももつと改善できる見通しはないのかどうか。この辺はどうでござい

○政府委員(春日吉君) 実は窒素酸化物の環境基準の達成と申しますものは、硫黄酸化物の環境基

準の達成に比べてかなりむずかしい問題がございいます。一つは、窒素酸化物の場合は工場等の窒素酸化物の排出規制だけで足りるわけではございませんで、自動車の問題があるわけではございません。地域によりましては、自動車の排出がございいます。酸化物の割合のほうが高いたくところもないわけではございませんので、工場等のみの窒素酸化物の規制ではなかなかうまくいかないという点もあるわけではございます。したがって、五年あるいは地域によっては八年という一つの達成目標と申しますのは、非常にきびしい目標であろうと考えております。もちろん飛躍的に脱硝技術が先生の御指摘のように進みつつある現状ではございいますが、これをいま直ちに五年、八年の目標をたえば三年、五年というふうに短くする、あるいは中間目標値をさらにきびしいものにするということは、現段階においては直ちに行なえるとは考えられないわけではございまして、ここ一、二年の間に技術を革新と申しますか、促進をさせることにによりまして先生の御指摘の方向に持っていくたい、かように考えておるわけではございいます。

○矢山有作君　そこで、次に自動車の排出ガス問題でちょっとお聞きしたいのですが、自動車の排出ガスの規制を強化するいわゆる日本版マスキー法の基準が、先般一月二十一日に環境庁から告示されましたが、それによりまして、一酸化炭素、炭化水素については現在より約九〇％、それから窒素酸化物については四五％削減というものであります。これに関連して数点御質問を申し上げたいのであります。この規制が実施された後の汚染は、どの程度大削減されるというふうな試算をしておられるのですか。

○政府委員(春日吉君)　五十年年度規制が実施されました場合、自動車排出ガス排出総量の低減傾向を東京湾沿岸地域、これは東京都と神奈川県、千葉県、埼玉県の一部でございまして、これにつきまして私どもいろいろ調査をしてみました。一酸化炭素の総排出量につきましては、昭和五十

二年度におきまして四十一年度時点での排出レベル、ここまでは下がってまいります。それから炭化水素の総排出量につきましては、昭和五十年年度におきまして、昭和四十一年度時点での排出レベルとはほぼ同程度になるものと予想されます。窒素酸化物の総排出量につきましては、規制実施後は増加は抑制される、どんどんこれから増加するというような事態はなくなる、抑制されるものと予想されるわけではございいます。

○矢山有作君　それで、今度の規制でどの程度網をかぶせることができるわけですか。つまり規制対象車というのはいくらくらいになりますか。

○政府委員(春日吉君)　まず規制対象車でございますが、昭和五十年年度四月以降新車につくられる新車について規制されるわけではございまして、新車の率と申しますものが、実は四月に発売されるものあるいは十月に発売されるというふうに分かれておりますが、詳しい数字につきましてはちょっとここでははっきり申し上げかねますが、これは直ちに調べて御報告いたします。

○矢山有作君　それじゃ次に進めましょう。使用過程車ですね、いわゆる中古車、この規制であります。今後型式指定なり型式認定の車は、五十年規制で使用前に一応チェックされる仕組みになつておりますから、規制値を守れるような構造になろうと思うのです。ところが、現在使用されておる中古車、それから一たん新しい型式によつて車がつくられても、それは使っているうちにいわゆる中古車になってくる。そうなるとやっぱり性能も悪くなってくるのじゃないかと思うので、そういう関係から、これらに対するチェックをしていくというのをどう考えておられるのか。今度は中古車は全般的にのけられていますが、そういう点で、新形式のものが出てもこれまで中古車になっていくわけですから、中古車になった場合、つくったときは性能はよくても、性能が落ちるというふうなことになるかもしれない。それらに対してどういうふうな処置するのか。

○政府委員(春日吉君)　使用過程車の規制でござい

ますが、測定法や測定器の開発、あるいは国の検査体制の整備、こういったものが必要でございまして、実は現在は一酸化炭素についての、中古車と申します使用過程車の規制は行なわれていないわけではございまして、炭化水素につきましても近く規制を行なう方針でございまして、それから窒素酸化物につきましても、ただいま私申し上げましたような体制の整備を待つて実施してまいりたいと思っております。

また、排出ガスの減少装置の耐久性の問題について御指摘になったわけではございまして、運輸省におかれましては、型式の指定の際に三万キロ走行車もあわせて審査の対象として、三万キロを走ったものについても審査の対象として確認を行なうこととされておるわけではございまして、耐久性の確認というものも行なわれておるわけではござい

○矢山有作君　ちょっと順序が前後するのですが、いまの問題が起きたから、規制を実施された後の検査測定体制、これが非常に私は問題があるんじゃないかと思うのです。というのは、運輸省が型式指定をやるといいたしても、完成検査のときに測定を行なつて、その結果を公表するのはメーカー自身ですね。これは運輸省に大量の車の合格、不合格を監視していくという体制があるのかないのか。その体制がなければ、メーカーが言ってきたときに検査して発表するだけの話です。かね。そういう点で私は、新しい型式の車についてではたしてこの規制が効果を及ぼすような体制ができておるかどうかが、一つは問題だと思っております。

それからもう一つ、一たん合格認定の車が市販された後の測定の問題も、これはたいへんだと思うのです。先ほどお話になったように、車検時にチェックするというふうな考え方だろうと思うのですが、その測定機器は、まずわずかに一酸化炭素がはかる程度のものでは、車検場に置かれておるのね。おそらく炭化水素や窒素酸化物についてこれを測定できるような器械というふう

なもの、車検場は持つておらぬと思うんですよ。そうすると、規制をやつても、その後一いつその規制が守つていける、そういう体制がきわめてあまいんじゃないか。それは検査測定の体制が十分でないことになる、こう思うのですが、その点運輸省はどうですか。

○説明員(田付健次君)　まず新車の点の御指摘でございまして、先生お話しした型式指定制度を、現在までに相当長い歴史を持つてやっております。したがって、五十年規制のスタートのときまでに、メーカーの完成検査ラインにそのチェックに必要なテスターその他必要なものを全部設置させまして、その検査を通らなければいけません。型式指定車にならないというところで、製作者にはその完成検査ラインの設備の新設をさせるということになります。もちろん私も私もとしましては、それで完成検査が終わりまして検査は省略になりますので、そういう設備をちゃんとつくっているかどうか、またそれを適正に運用しているかどうかという点につきましては、監視をいたしまして、従来もやっておりますが、チェックいたしましてまいります。

それからなお、使用者に渡りましたあとの問題につきまして、いろいろございまして、実はこのたびの五十年規制のときは、新車の規制が一応たてまえになっております。しかし、一応出ましたあとで急速に性能が劣化するということでは意味がありませんので、私どもの型式指定をやり出すときに、通常町で使つておられますような状況を再現させました三万キロ実走行車、これをメーカーに提出させます。大体三万キロ走るといふことは、通常の自家用車の場合ですと、約二年ないし三年間使つておられるというふうな実績には近いわけではございまして、そういう実際に三万キロ走行させた車も審査をいたしまして、それも適合しなければいけないという基準にいたすわけではござい

ませんと、三万キロ走る間に多少性能が劣化した
しますので、その逆算しまして高いレベルで性能
値を出したものをとってくるというのを期待を
いたしておるわけでございます。従来は型式指定
をいたしまして、単純に審査の場合には新車だ
け見ておりましたが、今回は特にそういう点も考
慮いたしまして、自家用車ですと約二年か三年ぐ
らい使うまでの間でも、この五十年規制の基準を
割らないというのを保証させよう、保証という
とちょっと語弊がありますが、その程度の性能基
準を持たせようということで、特にそういう三万
キロ走ったものについての審査も加えることに
いたしたわけです。

ただ、それだけでも確実に十分であるかどうか
ということになると、まだ問題がありますので、
使用者に渡りました後には定期点検をしていただ
く。これは現在もその制度が運用されておられ
て、一カ月あるいは六カ月ごとに整備工場です
の点検をするという制度もございまして、その
点検制度を励行してもらって、所要の性能は劣化
しないように維持していただくということを考え
ております。

それから先ほど車検のお話が出ました。今度は
完全に中古過程車になってしまった場合、御指摘
のように現在の車検場の検査の段階では、メーカ
ーのようなあまり大量の時間をかけて大量の施設
を投入してということとは、とても実用に供し得ま
せんので、ごく簡単なやり方でチェックをする
という、そういう方法しかとれないという現状であ
ります。その方法をとることにはなりますが、い
ずれにいたしましても、現在一酸化炭素をやっ
ておりますが、間もなく炭化水素も始めますし、逐
次その辺のテストを整備して、車検場における
検査も始めていくということで万全を期したい
と、このように思っております。

以上です。
○矢山有作君 三万キロ走ったときに審査をやる
というのは、これはメーカにやらせるのです
か。

それからもう一つ定期点検、これもどこでやる
のですか。というのは、車検場なんかでやったつ
て、これはいま言ったような炭化水素や窒素酸化
物について測定できるような機器はないわけでは
ない。そこでこれは一体、どこでいってやったよう
なことをやらせるのか。

○説明員(田付健次君) 先ほどお話ししました三
万キロ走行車の審査と簡単に申しましたが、審査
の責任者は運輸省でございますが、実際にやりま
す場所は、私どもの研究所がございまして、交通
安全公害研究所というのがございまして、その審
査部で三万キロ走行させた現車を持ってございま
して、そこでガス検査をやるわけです。そうしま
すと、一定の基準に適合した状態で以後大量生産
が行なわれるということになります。

それから整備工場の問題は、使用過程車になり
ました段階では非常に高度なテストを使うわけ
にこれはまいりませんので、先ほど御説明したよ
うな検査場でやりますような、簡易ではありませ
けれども、一応チェックするシステムを同様にと
らせるということになるかと思っております。

○矢山有作君 しかし、これはいま日本は車は非
常に多いのですが、相当大量の新型式のものが出
ると思わなければならぬでしょうが、それを一々
持つてこさせて検査するとなると、どの程度でき
るのかな。まさに海辺の砂浜から一粒こ拾い上
げるようなぐらゐな検査しかできないのじゃない
ですか。

それともう一つは中古車になった場合の、簡易
な検査だと言われるのだけれども、炭化水素だと
か窒素酸化物については、測定機器自体がそうい
う民間車検場に設置されるような簡便なものが開
発されていなくてしょう。そうすると、一酸化炭
素だけはやれても、炭化水素や窒素酸化物という
のはまるで抜けてしまう。特に自動車の場合、問
題になるのは窒素酸化物ですからね。そういうた
点どうなんでしょうか。

○説明員(田付健次君) ちょっと説明が不十分だ
ったかと思いますが、先ほど申し上げました交通

安全公害研究所の審査部の審査は、メーカが生
産ラインを放すそのつど全部持つてくるわけでは
もちろんございせんので、サンプルとして車を提
出させるわけでございます。その車について審査
をいたしました、もちろんそのほかの検査も全部
やるわけですが、サンプルカーで検査いたしました
結果、判断をするということになっております。

それから整備工場等におきますテストは、確
かに先ほど御指摘のような高度なものはないなかつ
けられませんか、現在のところはCOメーター
を持たせておりますが、間もなくHCにつきまし
て、先ほどお話ししたように使用過程車の規制
を始めますので、それがチェックできるようなテ
スターを備えていく。現在のところ問題なのは、
NOxがまだ相当わずかしい点がございまして
で、この点につきましてはこれから開発をしてい
きたい。ただし、メーカ段階で行ないますテス
ターはできておりますが、これは相当時間をかけ
て高度なテストをやるという意味の試験機はでき
ておりますが、整備工場とか車検場等ではいま
ものにつまましてはまだ少し開発をする余地が残
っております。現在検討しておるといふのが状
況でございます。

○矢山有作君 日本版マスキー法だといって、た
いへんもてはやされるような規制をやりますと
も、問題は検査測定体制がしり抜けになってお
たのでは、これは話にならぬわけですからね。そ
の点は運輸省が直接責任のある問題でしようか
ら、精力的にそういう検査測定体制を整備する
というところでやっていたかなければいかぬし、
それから環境庁のほうも、規制のしつぱなしじゃ
効果がでないわけですから、その点は十分今後必要
な技術開発は促進をして、万全の検査測定体制を
早急に整備するということで努力をしていただき
たいと思います。

それからこれはちょっとややこしい話です
から、こゝまでずっと見ておられるかどうか、多少
気にはかかるのですが、現在及び今後における新

型車と使用過程車の割合がどういうふうに変化し
ていくのか。それから新車と使用過程車がそれ
ぞれ排出する汚染物質の割合なり、それが大気汚
染へ寄与する寄与率、こういう点はどういうふう
に見られておるか。それから五十年規制はこう
いった問題をずっと考えながらやられたものなの
かどうか。その辺はどうですか。

○政府委員(春日吉君) 確かに非常にむづかしい
問題でございますが、新車に更新されます率と申
しますか、これは大体平均で五年に一回、年間二
〇%が新車に更新されていくというふうな数字も
出ております。したがって、新車だけつかま
えてまいりますと、五年間で大体例外を除きまし
て新車に入れかわってしまふ。もちろん中には十
年もお使いになる方もありましようからあれでござ
いしますが、平均としてはそういうことでござ
います。こまかい点につきましては自動車公害課長
が参っておりますので、ちょっとお答えさせま
す。

○説明員(小林育夫君) いま先生の御質問の、将
来の車の代替まで考えて五十年規制をやったか
という御質問でございますけれども、もちろんこれ
には非常に大きな仮定がございまして、先生も御承
知のように、最近では非常に車の新車の売れ行きと
いうのが落ちておりました、私どもが試算したも
のとは異なっておりますけれども、私どもが試算
いたしました内容は、大体年率一〇%で車がふえ
る。それからそのときの更新率と申しますか、全
体の車に対する新車の割合、これを二〇%という
ことでこの試算をやっております。その試算をや
りました結果が、先ほど局長が御説明したもので
ございまして、この更新率の二〇%というのは、地
方都市ではこれほど早くはございせんけれども、
東京とか大阪とか名古屋とか、そういう大都市
市におきましては大体このような更新率でござ
います。

したがって、そういう前提のもとに排出量
を試算いたしました結果が、先ほど申し上げまし
たような数字になるわけでございます。そうい

う意味におきましては想定をしているということ
が言えるわけでございますけれども、ただ、非常
に要素として変わる可能性がありますのは、私ど
もが試算したとき以降、石油危機というような
ものがやがて来るといわれて、今度の公害規制を
いたしますと、燃料消費がどうしても一〇〇程度
ふえてまいります。そうすると、それが車の代
替に影響を及ぼす、あるいは重量税等の影響も
出てくるということで、必ずしも私どもの試算
どおりにはまいらないかとも思いますけれども、
試算した時点におきましては、いま申し上げた
ような過去の統計に基づいた資料を使って試算
したのでございます。

○矢山有作君 ですから、いまあなたが御指摘にな
ったような問題があるから、はたして五十年規
制で出されたものが、それでいいと言えりかど
うだろうかという疑問が一つあったわけですよ。
それでいまのお尋ねをしたので、そういう点か
ら言くと、やっぱりこうしたものの規制という
のは、状況の変化を見ながら現実に対応するよ
うに、きびしくする方向で考えていただきた
いと思ひます。そういうふうにとつて努力を
していただきたい。

それから軽量バス、軽量トラックの排気ガスの
削減率については、乗用車の排気ガス削減率に
比して非常に低くなっております。つまり乗
用車についてはCOが八九％、HCが九一％、N
O_xが四五％であるのに、軽量バスなりトラ
ックについてはCOが二九％、HCが二八％、N
O_xが一七％となっておりますが、こういうふう
に軽量バス、軽量トラックについて軽くして
あるのは、どういう理由なんですか。

○説明員(小林育夫君) お答え申し上げます。
私どもが中公審から御答申をいただきました内
容は、乗用車についての規制を答申を受けたわ
けでございます。したがって、その答申につ
きまして、まだ俗にいうマスキー並みの規制が及
んでおるのは乗用車だけということございま

て、ディーゼルとか大型ガソリン等については
いわけでございます。

今回、五十年の乗用車規制と同時に、ガソリン
のトラック、バスにつきましても規制の強化を
しておりますが、この考え方は、現在の技術で
対応できる最大限の規制だということに
つきました。したがって、今後はこれらのもの
にきましても中公審の御答申を得て、いわゆる
マスキー法並みの規制をやっていく、そういう
ことにならうかと考えております。

○矢山有作君 マスキー法並みの規制になるべく
早く持つていくことが、同時にそういった技術の
開発を促進することにもなるだろうと思ひ
ます。だからそういった点は、そういった点に着目
しながらひとつやっていただきたいと思ひます。

それから、過密都市におきまして窒素酸化物の
発生に対する寄与率を、東京都が調査してお
るのを見ますと、固定発生源が三三％、自動車
が六九％となっております。自動車による汚
染寄与率が非常に高いわけですね。光化学ス
モッグの原因物質についてはいろいろの物質が
原因として取り上げられておりますが、い
ずれにいたしましても、窒素酸化物が重要な
要因となっております。人体への被害が
わかっていられるのでありますから、人体
への被害が生ずるような事態が発生した場
合には、これは交通規制等も発動すべき
ではないかと思ひます。

そこで、大気汚染防止法による規制の発動要件
について、国ではどういうふうなことを考
えておられるのか。これは公安委員会とも
関連があるのです。もしおわかりなれば。

○説明員(小林育夫君) 大気汚染防止法の二十三
条に「緊急時の措置」といたしまして、政令
で定める濃度以上の環境の濃度が高くな
った場合には、規制をすることができると
ございまして、ただ、たゞいまその政令で
定められているわけではございません。た
だ、いまその政令で定められておらずに
いうものが、現実にはこれを交通規制を
全面的にするというふうな現状にはな
っておりません。したがって、第二十一
条の一項にございまして、都道府

府県知事による「要請」というところが現在の汚
染の状況でございますので、実際にこの二十三
条を発動されて、そういう交通規制がかけられ
たという事態はないわけでございます。

それからまた実際問題といたしまして、こうい
う要請をしなければならぬ事態を招くとい
うことは非常にたいへんなことござい
まして、また実際問題として、それではその場で発動できる
か、たとえば非常に光化学スモッグ等
でオキシダントの濃度が〇・五以上にな
ったというふうな事態に、交通規制を
その時点でやめて間に合うかとい
うこと、おそらくこれは間に合わないであ
らうと思ひます。したがって、こういう
事態が発生する以前に発動しなければならぬとい
うことで、実は光化学スモッグ対策推進会議とい
うのがございまして、これは各省庁でつ
くっております。そこにおきましても、
警察庁においても、そういう事態を未然
に防ぐように研究をいただきたいとい
うことを御相談申し上げている次第で
ございまして。

○矢山有作君 この交通規制の問題について、
やはり私は具体的に検討を進められて、いまの汚
染状況から見まして、どういう状態のとき
に発動するのかというものはちゃんと準備
をしておく必要があるのではないかと、
そういうふうに思ひます。で、せっかく
研究されておられるのでしたら、その
結果を早く得るようにならなうと思ひ
ます。

いづれにしても、私はこの自動車の問題とい
うのは、これは総合交通体系の中で考
えて、公害防止というものを念頭に置
きながらやらなければならぬのだらう
と思ひますが、公害防止という観点
から考えて、どういうふうな総合的な
交通体系というものを持っておられる
のですか。ここまでは全然まだ考
えておられませんか。

○政府委員(春日育君) 自動車交通にお
きましては、まず道路の新設にあ
つては、環境アセスメントとい
うことはもうもちろん今後最重要になる
ことは申すまでもないわ

けでございますが、すでにできてしま
った道路におきましては、やはりその
道路におきまして自動車交通の総量
を減らす必要がございます。これはな
かなかできないものではないかと考
えております。ただし、これは単に交通規制を、ことに直接規制
を行なうということは、言うはやす
く行なうはかたしなわけでござい
まして、あらゆる問題に波及す
るわけでございまして、これは十分
関係省庁と検討を、現在も行な
つておりますが、さらに検討を加
えていく所存でございます。

○矢山有作君 たゞ総合交通体系とい
うことでわれわれは話を聞か
う。だから、自動車による公害防止
といふことを考える場合、そうい
った総合交通体系といふものをどう
するかという問題、やはりある程度
関連をさせないかと思ひます。こ
れはぜひそういう総合交通体系を
考える過程の中で、これを取り入
れるようにならうと思ひます。

それから炭化水素の環境基準の問題
なんです。政府は昨年の四月に中
央公害対策審議会に諮問をして
おられるようですが、この環境基準
の設定の見込みはどうですか。いつ
ごろ設定できるような見込みで
しょうか。

それによります炭化水素の削減率とい
うのが先ほど言いましたように示
されておられるわけですが、こ
れは環境基準の達成というものと
リンクをされて考えられたのかど
うか、その辺はどうですか。

○政府委員(春日育君) 炭化水素にか
かっています。環境基準の設定で
ございまして、御指摘のよう
に、現在中公審の大気部会の炭
化水素環境基準専門委員会
で審議を精力的にお願いして
おられるわけでございます。た
だ、現在問題になっておる
のは測定法、なかなか問題
点が多々ございまして、それ
からいろいろな環境基準をつ
くるにあ

つてのデータの不足ということが指摘されております。したがって、早急にそういった資料を収集し、かつまた測定法についての成案を得次第基準を設定する予定で作業を進めておられるわけでございます。早急に行なう予定でございます。

○矢山有作君 大体いつごろの見込みですか。

○政府委員(春日有君) 本年度末をめどにいたしております。

○矢山有作君 私ちょっとうっかりしていましたが、今度示された五十年規制との関連はどうなっておりますか。

○説明員(小林育夫君) ただいまも局長が御答弁申し上げましたように、まだ環境基準というものができておりません。したがってこれとリンクはございません。それから窒素酸化物につきましてはリンクは当然ございません。

先ほどお話にもございましたように、この五十年の規制をやるというのは、規制をかけることによって技術を開発させる、そういうねらいが非常に大きいわけでございます。本来ならばその環境濃度なり人間に対する影響というものが確定された事態で、どの程度下げるのか、それと、その固定発生源と移動発生源の割合をどうするか、そういうものがすべて解明がなされた後にそれぞれの削減率というものをきめるのが妥当なのかもしれないけれども、このまま放置するということが非常に重大な問題であるということで、新しく技術を開発させるのだという意図のもとにされたのが五十年規制でございます。そうした意味におきまして、それらとのリンクは現在のところは考えておりません。ただ将来の問題として、そういうものとのリンクして考えなければいけない、そういうふうな考えです。

○矢山有作君 五十年規制は大体いつごろやられるようなお気持ちですか。

○政府委員(春日有君) 五十年規制の問題でございますが、五十年規制は、御承知のとおりいわゆる五十年規制のうち窒素酸化物の減少について格段に行なうというものでございます。

すでにこの方針は示してあるわけでございますが、この目標達成のために、いろいろ排出ガスの防止技術の開発が必要でございます。今後さらに自動車メーカーのそういった技術開発を促進させる考えでございます。環境庁におきましては、五十年規制に対しまして自動車メーカーの防止技術の開発状況を確実に把握するために、六月の六日からヒヤリングを行なう予定にいたしております。

○矢山有作君 そこで、五十年規制は、先ほどおっしゃったように窒素酸化物について現在の九〇％カットするという内容であります。これは米国ではGMやフォードなどの大手メーカーの圧力で、五十年規制も五十年規制も延期されました。環境庁としては、いまお話しのように今後メーカーとの間でヒヤリングなどを開いて、五十年規制に向かって進むのでありましようが、五十年規制も私も容易でなかったという話を聞いたわけですが、五十年規制について、これはメーカー側から相当、規制値を緩和したり実施時期を延ばすような働きかけがあるんじゃないかと思うのです。この圧力に負けたのじゃこれはいへんなんで、その辺を私は十分考えて、メーカーの圧力で規制値がゆるめられたり、あるいは実施時期がずらされたりすることのないように対処していただきたい。これは副総理がおられるわけですから、おそらくそんなへたげな圧力にお負けになるようなことはないと思いますが、ひとつ御見解を承っておきたいのです。

○国務大臣(三木武夫君) 正直に申し上げますと、この問題というのは非常に私の頭の痛い問題であります。と申しますのは窒素酸化物の場合は、本田とか東洋工業などが無公害車を開発したわけですが、したがって、大きなメーカーが延期を希望しました。実例があったわけですね。今度はどうもないのです。五十年規制というものは、いまだこの規制をパスする無公害車といわれる車体を製造したメーカーがない。したがって、ここで矢山委員から問い詰められましても、できるだけ

メーカーの技術開発を促進するように努力をする、そのためのヒヤリングを開いて、それは単なるヒヤリングだけでなしに、大いに技術開発促進の機会をたらしめようとしておるので、方針はむしろ変更しておるわけではないので、極力これが実施できましように技術開発を促進いたします。と、ここでやつぱり答弁はごかんべんを願いたいと思っております。

○矢山有作君 窒素酸化物について、本田技研、それから東洋工業ですか、二業者が非常に技術開発進んでおったから、確かに私はあの問題については、大手の日産もトヨタもどうもならなかったと思うのです。幾ら圧力かけても。また、事実そういうところがやっておるのに、日産やトヨタの圧力で負けて、ゆるめられたとか延期されたといったのじゃ、これは政府のメンツもないでしうから。ところが、今度はそれがないだけにわれわれは心配なわけですよ。だからやはり政府の、五十年規制をやるんだ、答申を尊重しながらやるんだという強い姿勢があるということが、これはやむにやまれずメーカーのはうも、一生懸命何とかしなければならぬというので技術開発に取り組むわけですから、このところをゆるめてしまいうと、メーカーというのはなるべくもうけようもうけようとして、そういうところに金を出したがりませんから、かえって開発をおくらす結果になると思うのです。したがって、この点は私が申し上げるまでもなしに、皆さんのほうが先刻御承知でありますから、政府としてはきびしい姿勢でもって臨んでいただきたい、このことをまず申し上げておきます。

それから、この問題についての最後であります。窒素酸化物は、一酸化炭素を減らそうとするその副産物として発生するというふうな聞いております。その窒素酸化物の減量のために金属触媒を使う。そうすると今度は、金属微粒子による二次公害の発生危険がある。また一方ガソリンについても、大気汚染を防ぐために無鉛化をはかるという、車はエンストを起こして、それ

を避けるために今度はトルエンなどの芳香族炭化水素を混入する。そうすると、光化学反応で硝酸メチルができる。この硝酸メチルは、筋肉硬直とか、目まい、吐きけなど重症の光化学スモッグ禍の元凶物質であるという有力な証拠が、横浜国立大学の環境科学センターで見つかっております。また、ガソリンや排気ガスから強力な発ガン物質が検出されたという報告も内外にあるようであります。

こう見ますと、これらの危険物質を本格的に減らすということから見ても、いまではもう車そのものにきびしい総量規制をかけなければだめなのじゃないか。つまり車そのものを規制していくという強い姿勢が出てこぬと、もう対症療法的なやり方だけではどうにもならぬのじゃないかというところにはきているような気がするのですが、これはたいへんむづかしい問題ではあります。ちょっと参考までに、お考えがあるならば承っておきたいと思っております。

○政府委員(春日有君) 非常にむづかしい問題でございます。自動車の有効性と申しますものはわれわれ決して否定するものではないでございます。その一面、有害性というもののつきましても、先生が御指摘になったとおりでございます。あちら押えればこちら立たずという問題がございまして、排出ガスの規制を行なうまいと目立ってまいること実は事実でございます。したがって、私もこれは、一つには技術革新によってどちらか成立するような方法をとってまいり、かように考えるわけでございます。

もちろん、自動車の問題は決して排出ガスの問題のみならず、いわゆる交通公害の一つとして事故の問題もございまして、そのような観点からいたしますと、自動車は現在二千六百万台登録されておりますが、はたしてそれが日本の道路面積からしていかどうか。これはもう十分検討をし、総合的に先生のおっしゃるような量そのものの規制というものも考えていかなければならない段階である、かように考えております。ただし、

それをどういう方法で、いつから、どこが中心になつてやるかというようにつきまわしては、私お答え申し上げられないというわけでございます。

○矢山有作君 車の問題はたいへんむづかしい問題であると思ひます。しかし率直に見てみまして、いまの日本の車の状況というのは、これは全く私は、常識外と言つたらしかられるかもしれぬが、あまりにも過度になり過ぎておると思うのです。だから、こういう問題を念頭に置きながら今後の交通問題全体を考えていかぬと、これは公害が出たからその対症療法的に規制をするんだというだけではもう追つかぬようになるのじゃないか。しかも、どんな技術開発をやつたつて公害が全然出ないということにはならぬですからね。その辺はきょうすぐ御答弁になれるような問題でもないというところは私もわかりますから、しかし、そうは言いながら、人の健康に関連をしてくるなら、重大な問題として考えておくことは考えておかなければならぬ問題ですから、今後の検討に待ちたいと思ひます。

それからこの間、四月の一日だったと思ひますが、硫酸酸化物の排出基準について、これまでよりも平均で大体二一％ぐらいいびしい基準値がきめられて告示されたようであります。それによりまして、全国を汚染の度合いに応じて七ランクに分けた上で、最低基準値を二・二から一七・五に引き締めるなど、全国的に基準値を強化しております。規制地域の数についても、二十九地域をナショナルミニマム地域から新たに汚染地域へ組み入れておるほか、工場を新設する場合に特にきびしい規制がかけられる特別排出規制地域に十地域を加えておりますが、今回の基準強化は、いわゆる石油危機等の関係からとりあえず四十九年度を目標としたK値となつておりました。硫酸酸化物の新環境基準の達成目標は五十二年度末になるものと伝えられておりますが、政府は五十年末以降、どのように段階的にK値の強化をはかる予定であるのか。また、五十二年度末の目標というものを

早めるということではできないのか。以上の点で伺ひたいします。

○委員長(森中義彦) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、加藤シヅエ君、鶴岡哲夫君、及び杉原一雄君が委員を辞任され、その補欠として村田秀三君、沢田政治君及び川村清一君がそれぞれ選任されました。

○政府委員(春日吉君) 先般のK値の規制の強化は、今後K値規制を段階的に強化いたしまして、昭和五十二年度末までに、昨年五月に改定強化されました二酸化硫黄の環境基準を達成するためでございます。そしてその第一段として、昭和四十九年度の改善目標を設定して強化したものでございます。本年度中と申しますか、本年度末には、さらに昭和五十年年度以降を目標としたK値規制の強化を行なわなければならないものと考えております。

今後の強化の方針といたしましては、五十二年度末までに環境基準の達成をはかるため、段階的に排出基準の強化をはかつていくこととしておるわけでございます。したがって、これは段階を追って強化していくわけでございますので、なかなか五十二年を五十一年度までにというふうには、全国的に見ればむづかしいと思ひます。ただ、地域によってはその目標をもつと早期に達成し得るところも、これは出てくるはずであらうと見ております。

○矢山有作君 大気汚染防止法の第十六条では、「ばい煙排出者は、総理府令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない」と規定をしております。さらにその測定方法については、規則第十五条でその具体的な方法を定め、ばい煙排出者みずからの測定義務を課しております。そして排出基準がほんとうに守られているかどうかを確かめる手段として、監視、監督の任にある知事による立ち入り検査、報告の聴取等があります。しかし、公害監視の行政能力から見て、すべてのばい煙発生施設を常時監視するということは至難なことと言えらると思ひます。したがって、行政による監視機能を補完する意味におきましても、発生源者自身による常時測定体制を強化しなければならぬと思ひます。

規則第十五条によれば、「硫酸酸化物にかかればばい煙について見れば、毎時十立方メートル以上のばい煙発生施設」については、二月をこえない作業期間ごとに一回以上測定を行なうことと規定しております。つまり年六回測定をすればよいということになるわけです。こういうようなゆるやかな測定義務の規定で、はたして発生源の排出基準違反を取り締まることができのかどうか、疑問であります。地方公共団体によりましては、大規模発生源の連続自動測定器と公共団体の設置する大気汚染監視センターとをテレメーターシステムで連結をし、常時監視の実効をあげていくところもありますが、この措置はあくまでも行政指導にと、これに対する企業側の協力で実施しておるに過ぎないのであります。法の規定による裏づけはないのであります。

したがって、今回の総量規制方式の採用を契機として、せめて指定地域の特定工場等についてだけでも連続自動測定機器の設置を義務づけるべきではないかと思ひます。また、規則第十五条の一号、三号、四号で定めておる硫酸酸化物、ばいじん、有害物質の測定回数については、二月月に一回ということにせしめて、測定回数をもつと大幅にふやす必要があるのではないかと。以上の点について御見解を伺ひます。

○政府委員(春日吉君) 御指摘のように、現在大気汚染防止法の第十六条の規定によりますと、ばい煙の排出者は定期的にばい煙量またはばい煙濃度を測定し、その結果を記録することが義務づけられておりますが、これはその結果によりまして排出基準違反等摘出することを目的とするわけではございませんで、排出基準等の実質的な履行を確保することを期待しよう、こういう目的でございます。確かに現行の測定記録の回数は、二カ月をこえない作業期間ごとに一回と定められておりました。対象企業に小規模の零細企業群も含まれていて、これを考えますと、工場等の規模に応じた適切な測定記録回数については、実態を把握しながら今後十分検討したいと思ひます。

ただ、非常にひんばんな測定記録の回数を一律に義務づけると、小規模零細企業の問題が出てまいるわけでございます。もちろん、これも先生の御指摘にありましたとおり、大規模な工場等におきましては、煙道中の排ガス量や燃料使用量等を連続測定する測定器をみずからの負担で設置いたしまして、都道府県の公害監視センターとテレメーターで結ぶ常時監視のシステムが非常に普及しつつございます。この整備促進をはかることによりまして総量規制の実効をあげてまいりたいわけでございますが、確かに法律で規制はいたしておりますが、これに對しまして都道府県がテレメーターで結ぶ問題につきましては、すでに予算補助をいたしておりまして、これは特定工場の主たるものにつきましては、ほぼこのテレメーターシステムで結ぶことになるはずでございます。

○矢山有作君 だから一つの重点を、今度総量規制方式を採用するわけですから、その指定地域の特定工場等についてだけでも、いま言った連続自動測定機器を設置させるという義務づけをやつたらどうですか。

○政府委員(春日吉君) 検討いたしたいと思ひます。

○矢山有作君 こういう特定工場等は、あなたが先ほどおっしゃつたように非常なたくさん排出をやるわけですから、これはやっぱり私は常時測定できる態勢というものを整備しておく必要がある

と思うのですよ。任意にやるとかという形だけでは十分私に効果をあげることができぬと思うので、これはぜひ義務づけを考へてもらいたいと思いますが、どうでしょう、長官。

○国務大臣(三木武夫君) 義務づけをするように努力をいたします。たいてい義務づけは言うが言われるとおりだと思いますから、これは義務づけるように努力をいたします。

○矢山有作君 それから局長、測定回数に二カ月に一ぺんというのをふやす、これも一律にはいきにくい場合があるだろうと思うのです、あなたのおっしゃる通りに非常に小規模の企業に対してまではね。しかし、ある一定のものは私はやれると思うのです。二カ月に一ぺんでなくても、たとえば一月に一ぺんやらせるようにするとか、そういう点はやはりあわせて検討されたらどうですかね、実現の方向に。

○政府委員(春日吉君) 先ほどもお答え申し上げましたが、十分検討したいと思ひます。

○矢山有作君 総量規制基準違反の問題についてお伺いしたいのですが、法案によりますと第九条の二では、知事は「特定工場等に設置されるすべてのばい煙発生施設に係る当該指定ばい煙の合計量が総量規制基準に適合しないと認めるときは」「指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置を採るべきことを命ずることができ」とあります。同第十四条の第三項では、「知事は、総量規制基準に適合しない指定ばい煙が継続して排出されるおそれがある場合」「人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは」「特定工場等の設置者に対して」「指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置を採るべきことを命ずることができ」とあります。さらに法案の第十五条の二第二項、第二項では、「知事は、いおう酸化物に係る指定地域において、特定工場等以外の工場又は事業場における燃料の使用が燃料使用基準に適合しないと認めるときは、当該工場等の設置者に対し」「燃料使用基準に従うべきことを勧告するこ

とができる。」「その勧告に従わなかつたときは」「当該燃料使用基準に従うべきことを命ずることができ」と、それぞれ規定しております。そして知事の命令に違反した者に対しては、罰則の改正によつて、それぞれ懲役または罰金刑に処するということになっておるわけです。

その仕組みは、総量規制に違反するばい煙を排出するよう施設を設置しようとして、操業中の施設が総量規制に違反する排出行為を継続している場合は、一たん計画変更命令、改善命令を出して、その命令が守られなかったときに初めて罰せられる、こういうことになっているわけです。つまり、総量規制の基準違反については直罰方式は採用してないわけですね。

旧ばい煙規制法は、間接処罰方法、こういう呼び方が適当かどうか分かりませんが、間接処罰方法をとりおりましたが、それでは手ぬるいとの批判がありまして、現行法では間接処罰の方法も採用しながら、一方においては、法第十三条に定める排出基準に適合しない場合は、法第三十三条の二によつて直ちに罰することができ、いわゆる直罰方式をも採用したわけでありまして、なぜ総量規制方式を導入することになったか、その公害の状況の背景を考えると、総量規制に対する企業の責任を自覚させて、基準を順守させる強い効果を法律に付与するために、総量規制基準違反に対する直罰方式を採用すべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(春日吉君) 今回の改正法案におきましては、以下の理由によりまして総量規制基準違反に対しては直罰は科さないこととしたのでございます。

まず第一に、総量規制基準は排出基準と異なりまして、適用を受ける特定工場等の数が限定される結果、行政上の指導監督を十分行ない得るものと考へられるばかりではございませんで、今回の改正による改善命令等の措置及びその命令違反に対する罰則規定によりまして、特定工場等に総量規制基準を十分順守させ得るものと思はれるわけ

でございます。

それから第二番目は、総量規制基準は、特定工場等に対しては現行の排出基準に付加して適用されるものでございまして、特定工場等についても、その個々のばい煙発生施設について現行の排出基準の違反があったときは、当然直罰が科されるものでございまして。

○矢山有作君 これは先ほども言いましたように、総量規制基準まで導入しなければならなくなつた公害の現状を考へたとき、ぜひとも私も基準に違反した場合の罰則規定を設けるべきだと考へておりますので、この点についてはそういう方向で私は理事会なりでもぜひ検討していただきたい、こういうふうにお願ひをしておきたいと思ひます。

○委員長(森中義君) ただいまの矢山君の要望につきましては、後刻理事会で十二分に検討することにしたします。

○矢山有作君 公害監視測定器材の整備費に対する国庫補助の引き上げについて申し上げてみたいのでありますが、公害諸法の規制の強化、規制権限の地方公共団体への委譲に伴ひまして、地方公共団体の監視取り締まり体制をすみやかに整備する必要があります。

四十九年度予算を見ますと、地方大気汚染監視等設備整備費補助として七億八千万円余、地方公害研究所等設備整備費補助として二億六千万円余、その他水質汚濁についても予算化されておるようであります。このほか技術職員の増員等につきましても、地方交付税で財政的助成措置がなされておりますが、必ずしもこれで十分とはいえない状況であります。

今後、国としては環境監視網をはじめ監視機能の整備及び技術職員の増員、養成並びに施設運営等、地方公共団体の財政的負担を軽減するため大幅な援助をはかる必要があると思ひますが、今後の姿勢と具体的な方策を伺いたいと思ひます。

○政府委員(春日吉君) 地方公共団体の監視測定

体制の整備は、有効かつ適切な大気汚染防止対策の実施にとつて緊急欠くべからざるものでございまして、国といたしましても、従来から積極的にその整備を推進してまいつた点でございまして、昭和四十九年度におきましても、大気汚染等監視設備整備費補助金等かなりの増額を見ることができたのでございまして、今後ともこの問題につきましては、引き続きその拡充につとめてまいります。地方公共団体の負担も軽減すべく努力をしてまいりたいと思ひます。

○矢山有作君 最後にこの際、法案の中の具体的な問題についてお伺いしておきたいと思ひます。

第五条の二によりまして、「政令で定める地域にあつては」「云々」ということになっておりますが、この「政令で定める地域」という地域指定の要件は、どういうふうにお考へになっておりますか。その政令の中身についてお伺いしたいと思ひます。

○説明員(山崎圭君) お尋ねの第五条の二の第一項におきまして「政令で定める地域」の要件は、この第五条の二、法律のみが要件だと私も考へておりましたが、それは繰り返すようでございますが、工場または事業場が集合している地域で、そして現行の規制方式によつては大気環境基準の確保が困難であると、かように認められる地域として考へていくというのが基本的な要件である、かように考へております。そして、この地域について政令では具体的に、たとえば何県何市何町というふうな個別的な地域名が指定される、こういうふうにご指定していただくことでございます。

○矢山有作君 次に同じく第五条の二ですが、「当該指定地域において当該指定ばい煙を排出する工場又は事業場で総理府令で定める基準に従ひ都道府県知事が定める規模以上のもの」という規定がありますが、この「総理府令で定める基準」というのは、具体的にどのような基準をお定めになるわけですか、それが一つ。それと、「都道府県知事が定める規模以上のもの」とあるわけですが、都道府県知事が定める規模との関連

性はどうかですか。

○説明員(山崎圭君) お尋ねの前段の「総理府令で定める基準」の中身につきましては、現在のところ、こういう実態がございますので、かように考えておるわけでございます。たとえばこの恐縮でございますが、いわゆる水島地域を例にとりますと、あそこ水島地域におきまして対象工場が全体で百六十六工場と承知しておりますが、そのうち上位二十六工場をとりましますと、S O_xについて言いますと、その排出量は全体地域における排出量の九五%をこえるというような実態を持っておるわけであります。このような実態は、四日市におきましても同じような傾向を示しておりますし、東京、大阪はややその比率は鈍化いたしますが、まあ似たような傾向を持つということが一般的に言えるわけでございます。

そういう意味におきまして、基本的に私どもは特定工場としていわゆる総量規制基準の対象にいたしますのは、そういう大規模の大口の工場を直接に相手にしたいと考えておるわけでございます。それが全体の汚染物質の排出量の八割とか九割を占める。それを押え込めば全体のマクロの目的を達成することが可能である。こういう基本的な考え方に基づいておるわけでございまして、そういう意味合いにおきまして、この特定工場を定める、その定め方の「総理府令で定める基準」というのは、ただいま申し上げましたような意味合いにおきまして、その汚染物質の排出量のたとえ八割以上をシェアとして持つようなものを包含するような工場、こういうような基準をいまのところ予定しておるわけでございます。

したがって、その基準ができましたと、都道府県知事はその基準に従いまして、八割以上の工場を押えられるような、地域特性を考えましてそういうものを知事が定めてまいりますので、知事さんといましてはおそらくは、これも仮定の問題でございますが、一日の排出S O₂の量が一定以上のもの、たとえばでございますが、そういうものとして大きな工場をきめていく、こういう

考え方でございます。それが原則でございます。○矢山有作君 具体的にはいま何%ぐらいを考慮しておられますか。

○説明員(山崎圭君) おおよそのめどとして八割以上ぐらいのシェアを考えておりますが、これはなお、ただいま部内的な研究グループを持っておまして、外部の先生方にも参加していただいておりますし、また地方公共団体の方にも参加していただいておりますので、それらの方々の御意見も十分参考にしてきめていきたい、かように考えておるわけでございます。

○矢山有作君 最終的にはまだきまっておりませんが、できるだけ総量規制の効果があがるように、網をかけるパーセンテージを高めるような方向で処理していただきたいと思うのです。いいですね。

○説明員(山崎圭君) 御趣旨承りました。

○矢山有作君 それから同じく第五条の二でありまして、「指定は、いまだ削減計画を作成し、これに基づき、総理府令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。」となっておるわけでありますが、この「総理府令で定めるところ」という、その内容は何かでしょうか。

○説明員(山崎圭君) 削減計画に基づきまして総量規制基準が定められるわけでございまして、その定める基準といたしまして、よるべき基準といたしまして、府令の内容といたしましては基本的に、各工場に適用が及ぶところの規制基準でございますから、その規制基準が、何と申しますか、計算尺のしつかり内外ともわかるようなものさし、こういうものを考えなければならぬ、こういう基本原則に基づきまして、現在のところ、これも予定でございますけれども、その各工場において使用される燃料あるいは原料、幸いにS O₂について言うならばそういう個体の物質から出るS分が問題でございますので、そういう燃料なり原料の使用量、これをベースにものさしをつくりたい、かように考えておるわけでございまして、それが総理府令の具体的な中身になる予定

にしております。

そのほかに、前の委員会にも御議論をちょうだいいたしました、いわゆる新増設に対する留保分というふうなものもこの総理府令で、どの程度とるか、こういうものについても定められる範囲内で定めてまいりたいと、かように考えておるのが中心の内容でございます。

○矢山有作君 新増設に備えて余裕を持っておくという、そこらにも私どもはやっぱり規制の上で不安を感じる点があるわけです。だから、できるだけそういう見方というものは縮めていっていただきたいというのが、一つの考え方でありまして、それから総量規制基準を定める場合、この間も参考人の人が言っておられました、実態でみんなが納得するような定め方をしてみたい、これは問題が出てくるのでありますから、この点についても十分御留意をお願いしながらやっていただきたいと思っております。

○説明員(山崎圭君) 先生御指摘の点を十分注意しながらやってまいりたいと思っております。

○矢山有作君 次に同じく第五条の二でありまして、「当該指定地域を二以上の区域に区分し」というふうにいっておられますが、具体的にどのようなような地域がこれに該当するのでしょうか。

○説明員(山崎圭君) これは五条の三にも出てまいります、「指定地域を二以上の区域に区分する」という基本的な考え方に基づきましては、一口に指定地域と申しましても、汚染源の立地の状況なり、あるいはそのあり方、あるいは気象、地形、あるいは左に右にまた、指定地域と一口に申しましても、その地域の中でのいろいろと様相が違ふ分野、部門があるわけでございます。工場を中心とした地区でございますとか、中小企業が団地のように形成されている地域でございますとか、あるいはビル街、商店街というふうな一般都市的な姿を見せておられますところがございますとか、こういうような区域を含んでおるわけでございまして、それぞれの区域によりまして、悪い汚染物質の発生源の性格も変わってまいります。

したがって、汚染濃度の分布も違うわけでございまして、そういうようなこと、社会的なあるいは自然的な条件を考慮に入れます、そういう意味で地域を区分いたしました、よりきめのこまかい施策を計画の上で樹立することが必要である、かように考えたわけでございます。

そういうことで、具体的に現在この指定地域における、たとえばこういう区域が二つに分かれる、三つに分かれるということを現在のところはつきり申し上げられませんが、たとえば大阪で申しますと、東大阪、南、それから北というように分けて、いろいろな環境管理計画などにおきましても区分して問題を考えておりますし、また東京におきましても、南部、中部、東部だっと思っておりますが、三区分いたしました、いろいろな大気汚染行政を進めている、こういうような実態もございまして、この辺が私ども今後の作業にあたりまして参考になる点であろうと考えておるわけでございます。

なお具体的にどういうことだと申しますと、そのためには冒頭申しました基礎的な考え方に基づきまして、基礎的な調査が必要になりますので、現在ただいまではお答えできませんが、基本的な考え方としてはさような考え方でございます。

○矢山有作君 次に第五条の二の三項であります、「特別の総量規制基準を定める」ことになっておりますが、このときも総理府令で基準を定める、こういうことになっておるわけですか。その総理府令の内容としては何を考えておられるのか。

○説明員(山崎圭君) 先ほどお答え申しました一般的な総量規制基準よりきびしい基準を前提としたことでございますので、そもそもこの規定の趣旨が、新増設工場の抑制につながるようなこと、そういう基本的な思想に立ちまして、たとえば一般排出基準の二分の一あるいは三分の一程度のきびしいものを考えているというのが、現在の考え方でございます。

○矢山有作君 次に第五条の三であります、第

五条の三の第一項の中で「政令で定めるところにより、第四号及び第五号に掲げる事項を定める」と、こうなっておりますね。その政令の内容と、うのは、これはどうなりますか。

○説明員(山崎圭君) この第五条の三は、削減計画を定める直接的な規定でございますが、削減計画の直接的な内容としたしましては、ただいま先生お尋ねのとおり四号と五号の事項でございます。四号は削減目標量でございますし、五号は計画達成の期間であり方途であるわけでございまして、それが計画の中心的な中身で、これが直接的な内容であるわけでございます。したが、いま申し上げた削減目標量と目標に達成する期間とその手段、こういうものが計画の内容になるわけで、それらをどういうふうにするかというところが、政令で定める手続なり、あるいは政令でどういうやり方で定めるか、こういうものをきめるわけでございまして。

そこで、現在私どもが考えておりますのは、この法律にもあがっておりますけれども、たとえばこの四号、五号の事項を定めるについては、これこれこういうものを削減しなければならぬという削減事項がございまして、つまり全体の総量の中における特定工場の割合と申しますか、シェアと申しますか、そういうものと、工場、事業場の大小の規模の格差、こういったものを削減する、あるいは工場、事業場の将来の使用原料、燃料の見通しというふうなものも削減するということになるわけでございまして。そういうものをどういうふうに合理的に削減していくかという削減のしかたでございまして、それからさらに基本的には、削減目標量の定め方になるわけでございまして、削減目標量、特に計画の達成期間などにつきましては、環境基準で定められております計画達成期間との整合性を見るとき、そういう事情が私ども現在予定している点でございます。

○矢山有作君 ちょっとあとへ返りますが、第五条の二の第五項に、「都道府県知事は、第一項の政令で定める地域の要件に該当すると認められる

一定の地域があるときは、同項の地域を定める政令の立案について、内閣総理大臣に対し、その旨の申出をすることができ」となっておりますね。この都道府県知事が内閣総理大臣に地域の申し出をした場合に、一体それはどう取り扱われるのだろうかというのがあると思うんです。申し出をしても、内閣総理大臣のほうで取り上げてくれないというふうな事態が間々起こるということになると、これは問題なので、その点はどうなりますか。

○説明員(山崎圭君) この第五条の二第五項の申し出の制度をつくったことでございますが、これは先ほどのお尋ねにもございまして、地域指定の要件というものは法案で定めておるわけでございまして、基本的に工場、事業場密集地域で現行規制方式では環境基準達成がなかなか困難であると認められる地域、こういうことでございまして。そうして、そういう事情につきましまして政令で定める。そういうものが現行のK値規制あるいは排出基準の規制ではむずかしいという認定は、第一義的には私ども政府の立場で行なうべきである、かようなことを原則としつつ、なお地域の実情というものをさらに詳しく御存じのほうの都道府県知事から、こういう地域もそういうものが確保が困難であると、こういうお申し出ができる道を開いた。これが第五項の規定の趣旨でございます。

したが、いまして、私どもこの運用にあたりましては、都道府県知事が地域要件に該当するぞというお話がございまして、十分その実態、内容を精査して勉強させていただく、こういう運用になることとでございます。

○矢山有作君 その精査した結果、知事は指定すべきだと言ふのに、指定できないんだということが起こるとなると問題になるので、その場合に、知事からの申し出というものを極力尊重して地域指定をやるようにするのかどうか、その点です。

○政府委員(春日吉君) 十分知事の御意見を尊重

いたしまして処置してまいるつもりでございます。

○矢山有作君 それから五条の三の第一項の第三号ですが、「当該指定地域における事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出される当該指定ばい煙について、大気環境基準に照らし総理府令で定めるところにより算定される総量」と、こうあるわけですが、これの中心に

ついてはお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(春日吉君) 地域全体が環境基準を満足するために許容される汚染物質の排出総量を、科学的かつ合理的な方法によって算定する必要があるわけでございまして、その算定の基本的な方法について定めることとしたしておるわけでございまして。すなわち地形や気象条件、発生源分布、そういったことから発生源と環境汚染度との関連を明らかにした上で、目標年次における汚染度を予測して、これを環境基準レベルに削減した場合の排出総量を算定することとしたしておるわけでございまして。

それから削減計画の定め方につきましては省略いたします。これにつきましては、すでに山崎課長から御答弁したとおりでございます。

○矢山有作君 そこで、なぜこの政令、府令の問題をこういうふうにとつと中身を聞いてまいったかといふと、私どもはできるだけこういふ公害防止の仕事というものは、地域の実態をよく知っておる都道府県知事等の地方自治体にまかせたほうが、より効果があるのではないかと考えているわけでございまして。したがって政令等で定めるよりも、自治体の首長にそういうことをまかすというのはいかぬかと思ひます。

○政府委員(春日吉君) 「その他必要な措置」と申しますものは、特定工場等から排出されます指定ばい煙が総量規制基準に適合するようにさせるための各種の措置のうち、法文上明記されております、まず「指定ばい煙の処理の方法の改善」、これは排煙脱硫装置の設置等でございますが、これが

てこられたことで、必ずしも人の健康、生命を尊重する立場から公害防止のためにきびしく取り組んできたという姿勢ばかりは見受けられない場合もあつたので、そういうところからこの政令問題について全部にわたってお聞きしたわけなんです、その点についての政府側のお考えを承つておきたいのです。

○政府委員(春日吉君) 地方公共団体が実施いたしております総量規制も、環境基準の確保を目的としておるわけでございまして、同一の目的を持つこの法案による規制と、きびしさにおいてはほぼ同じ程度のものであるわけでございまして。また、この法案にありません総量規制におきましては、具体的な規制基準の設定は、地域の実情を的確に、先生も御指摘になっておりましたが、把握している都道府県知事にゆだねられておるわけでございまして。したがって、国の制度の導入によって地方公共団体が現在実施している規制が弱められることはございせんし、また、そういったような方向に持つていくつもりは全くございせん。

○矢山有作君 それでは次は第九条の二と、それから次の十四条の第三項とに関連する問題ですが、第九条の二に「当該特定工場等における指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置」という表現があるわけですが、「その他必要な措置」というのはどういふものをお考えになつておるか。第十四条の三項には、それに似たような規定で「当該特定工場等における指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置」と、同じく「その他必要な措置」というのは一体どういふものをお考えになつておるか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(春日吉君) 「その他必要な措置」と申しますものは、特定工場等から排出されます指定ばい煙が総量規制基準に適合するようにさせるための各種の措置のうち、法文上明記されております、まず「指定ばい煙の処理の方法の改善」、これは排煙脱硫装置の設置等でございますが、これが

○委員長(森中守義君) 関連質問のおありの方は、ごく短い時間で御発言をお願いします。

○小平芳平君 関連いたしましたして、簡単に二問だ

○國務大臣(三木武夫君) 小平さんも矢山さん
も、まあそういう考え方からだろうと思うのです
が、私も環境問題についてはできるだけ地方の
自治体に権限を委譲すべきである。それはやはり
実情を知っておるのは地方の自治体ですから、
大きく環境基準などは中央で定めることはよろ
しい、しかし、これをどういうふうに現地の模
様に適応していくかということは、自治体が一番

問題があるわけでございます。それを申しておるわけでございますが、かような発生源を全体としてとらえ、具体的な排出量規制を行なうという方向に、やがてはもっていかねければならない。むしろ、やがてはもっていかねばならない。むづかしい点はあるけれども、やがてはもっていかねばならない。山積している問題をわれわれは早急に検討したいということでございます。

もちろん御指摘のように、人体に及ぼす影響と

たとえば削減計画の数値のきめ方だとか、あるいはすでに実施しておる実施基準との関係で、法律案施がなされてくる場合にズレが起こるといふことがあり得るだろう、そういう点について運用上十分に過去の実績等を尊重してほしいというふうな意見があったわけですが、そういう点を含めて御見解を承っておきたいというふうに思ふわけです。

○政府委員(春日吉君) 今後、この法律案に基づきます総量規制の具体的な内容を定め、実施に移していきあたります。先生は御指摘のように、すでに地方公共団体で行なっております総量規制の内容を最大限に尊重するように配慮する考えでございます。

○委員長(森中守義君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(森中守義君) 御異議ないと認めます。速記をとめて。

午後五時十二分休憩

午後六時十二分開会

○委員長(森中守義君) ただいまから公害対策特別委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、大気汚染防止法の一部を改正する法律案を議題といたします。

矢山君及び沓脱君から委員長の手元に修正案が提出されております。修正案の内容は、お手元に配付のとおりでございます。

この際、修正案を議題とし、順次趣旨説明を願います。矢山君。

○矢山有作君 私は、大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党各派共同提案による修正案を提出いたします。

以下その趣旨について御説明申し上げます。修正案はお手元に配付してありますので、案文の朗読はこの際省略させていただきます。その趣旨について御説明いたします。

総量規制を導入することに改正される今回の修正案におきましては、この総量規制の順守を担保する義務づけと罰則が、現行排出基準、いわゆる

濃度規制の場合よりゆるやかになっているのであります。すなわち、濃度規制の基準については、これを越えて汚染物質を「排出してはならない」と定め、その違反に対して罰則が付けられているのに反し、総量規制基準については、単にこれを「遵守しなければならない」と定めているのみで、その基準に違反して汚染物質を排出した場合において直ちに罰則を科することなく、なお引き続き総量規制基準が守られず人の健康を害するおそれを生じた場合に改善命令を出すこととし、その改善命令に従わなかったときに至って初めて罰則をもつて担保することになっているのであります。これでは、濃度規制だけでは足りないというところで、せっかく総量規制に踏み切った趣旨が貫徹されません。

そこで、濃度規制における順守の担保方法にあわせて、総量規制についても、特定工場等の設置者は「総量規制基準に適合しない」汚染物質たる「指定ばい煙を排出してはならない」という義務づけを明確にするとともに、その義務に違反して汚染物質が排出された場合にも、濃度規制の違反の場合と同じ罰則を科することに改めるのが修正の趣旨であります。

以上が修正案を提出した趣旨と内容であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(森中守義君) 沓脱君。

○沓脱タケ子君 私は、日本共産党を代表して、大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対するわが党の修正案提案理由と、その概要を説明いたします。

わが党は、現行の大気汚染防止法によるいわゆる高煙突拡散方式では、国民の健康と生活を守ることは不可能であり、汚染物質の総排出量をきびしく規制することがどうしても必要であると早くから主張してまいりました。同時に、現行の公害対策基本法をはじめとする公害関係諸法は不徹底、不十分なものであり、これを抜本的に改正するよう要求してまいりました。すでに衆議院にお

きまして、日本共産党・革新共同が提案している公害対策基本法案、大気汚染防止法の一部を改正する法律案などは、このような考え方に立つものであり、真に国民の健康と生活を守るためには、どうしてもこれらの抜本的改正を実現する必要があると確信しております。

事実、すでに多くの積極的な地方自治体におきましても、住民のいのちとくらしを守るために国の法改正を待つことなく、法を乗り越えて総量規制に踏み切っているのであります。

今回政府が提案した本改正案は、わが党が提起しているような抜本的改正案ではなく、現行の大気汚染防止法の体系の中での部分的改正案ではあります。総量規制方式の導入をはかるといふ点では、おくれはせながらも一歩前進であると思えます。

しかし、本改正案では、総量規制方式の重要な点がほとんど政令、総理府令にゆだねられていて、その中で、それをどう定めるかによって規制の実効性に重大な影響を与えるのであります。

そこでわが党は、地方自治体が住民の要求に従って、政令、総理府令に制約されず、自主的、積極的に総量規制を推進できるようにここに本修正案を提出した次第であります。

以下、わが党の修正案の概要を説明いたします。

一、総量規制を行なう汚染物質、対象地域は、政令で定めるとありますが、汚染物質については、硫酸酸化物、窒素酸化物及びばいじんを法律で定め、対象地域については都道府県が条例で定めることにいたしました。

二、対象工場等の規模、地域の許容総量及び総量規制基準は総理府令で定めるところにより定めるとありますが、総理府令の制約をはずし、都道府県知事が定めることができるように改めました。

三、工場等による使用原料または燃料の見通しを、ばい煙総量削減計画作成時の勘案要件から除きました。また、同計画は政令で定めるところにより定めるとなっていますが、これも政令の制約をはずし、都道府県知事が定めることができるように改めました。

四、ばい煙総量削減目標は大気環境基準に照らし算定するところですが、これを大気環境基準が維持されるために十分なものであるよう算定すると改めました。

五、環境庁長官は、ばい煙総量削減計画の作成に關し必要な助言、勧告をすることができるとありますが、これを大気汚染の防止のために必要な場合に限って、助言、勧告ができると改めました。

六、新增設されるばい煙発生施設に対しては特別の総量規制基準を定めることができるとありますが、これを新增設に対する総量規制基準は大気環境基準が維持されるのに十分なものでなければならぬと改め、環境基準未達成地域における規制の対象となる大工場の新増設はできないように明確にしました。

七、総量規制基準に違反した場合、違反者には罰則を科するように新しく規定しました。

八、総量規制基準に適合しないばい煙が継続して排出されるおそれがあり、それにより被害を生ずると認めるときは改善命令を出すことができるとありますが、これを総量規制基準に適合しないばい煙が排出されるおそれがあると認めるときは改善命令を出すことができるように改めました。

九、規制対象事業者には、自動連続測定記録の義務づけを新たに規定しました。

以上が修正案の概要であります。本委員会におかれましては、慎重に御審議の上、すみやかに可決されるようお願いいたします。私の提案理由の説明を終わります。

○委員長(森中守義君) 以上で趣旨説明は終わりました。

別に御発言もないようですから、これより原案並びに修正案について討論に入ります。――別に御意見もないようですから、討論は終局したものと

と認めます。

これより大気汚染防止法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、香脱君提出の修正案を問題に供します。香脱君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(森中守義君) 少数と認めます。よって、香脱君提出の修正案は否決されました。

次に矢山君提出の修正案を問題に供します。矢山君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(森中守義君) 全会一致と認めます。よって、矢山君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(森中守義君) 全会一致と認めます。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

○小平芳平君 私は、ただいま可決されました大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党、以上五党共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

公害防止施策の実施にあつては、発生源における汚染物質の防除技術の可能性を論ずるばかりでなく、汚染に対する規制方針の確立が技術の発達をもたらすという基本認識に立ち、大気汚染防止行政を一層強く推進するために、政府は、以下の各項について努力すべきである。

一、大気汚染に係る環境基準については、未だ基準の設定されていない炭化水素等について、も、早急に設定すること。

二、総量規制については、

(1) いおう酸化物のみならず窒素酸化物を早急に規制の対象とするとともに、ばいじんその他の大気汚染物質に対する規制を検討すること。

(2) この法律による総量規制の実施にあつては、地方自治体の積極的姿勢を抑制することのないよう運用に留意すること。

(3) 特定工場等の規模、地域の指定ばい煙排出総量の算定及び総量規制基準に関する総理府令の制定にあつては、指定地域の特性を十分に反映しうよう配慮すること。

(4) 総量規制の実施地域における工場等の新増設については、規制基準を厳格にすることによつて、立地規制の効果をあげることに。

(5) 総量規制基準の設定にあつては、特定工場等の規模の差による対応力の差を考慮すること。

(6) 指定地域は、都道府県の実情を十分に勘案しつつ、必要な地域をもなく指定すること。

三、自動車排出ガス規制については、いわゆる五年規制の精神を体した規制によるほか、公共輸送機関の整備等交通体系を早期に樹立することによつて、汚染防止の徹底を期すること。

四、光化学スモッグ対策については、発生源の究明、原因物質の規制、緊急時の措置等を含む総合的対策の一層の推進に努めること。

五、特定工場等に対する自動連続測定装置及び排煙脱硫装置の設置を促進するとともに、テレメータシステム等監視測定体制の整備について地方自治体に対する助成に努めること。

六、今後の工業開発、公共事業等の実施にあつては徹底的に事前予測調査を行うことによつて、環境汚染を未然に防止すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長(森中守義君) ただいま小平君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(森中守義君) 全会一致と認めます。よって、小平君提出の附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、三木環境庁長官から発言を求められております。この際、これを許します。三木長官。

○国務大臣(三木武夫君) ただいまの御決議に對しましては、十分にその趣旨を体して努力をいたす決意であることを申し述べておきたいと思ひます。

○委員長(森中守義君) なお、審査報告書の作成につきましましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(森中守義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十五分散会

〔参照〕

(矢山有作君提出)

大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対する修正案

大気汚染防止法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十三条の次に一条を加える改正規定中第十三条の二を次のように改める。

(指定ばい煙の排出の制限)

第十三条の二 特定工場等に設置されているばい

煙発生施設において発生する指定ばい煙に係るばい煙排出者は、当該特定工場等に設置されているすべてのばい煙発生施設の排出口から大気中に排出される当該指定ばい煙の合計量が総量規制基準に適合しない指定ばい煙を排出してはならない。

2 前項の規定は、第二条第二項の政令の改正、第五条の二第一項の地域を定める政令の改正又は同項の都道府県知事が定める規模の変更により新たに特定工場等となつた工場又は事業場に設置されているばい煙発生施設において発生する指定ばい煙に係るばい煙排出者については、当該工場又は事業場が特定工場等となつた日から六月間は、適用しない。

第三十三条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三十三条の二第二項第一号中「第十三条第一項」の下に「又は第十三条の二第一項」を加える。

第三十三条の二第二項第一号中「第十三条第一項」の下に「又は第十三条の二第一項」を加える。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案に對する修正案

大気汚染防止法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五条の次に二条を加える改正規定のうち第五条の二第二項中「次条第一項第三号において」を「以下」に、「いおう酸化物その他の他の政令で定める」を「次の各号に掲げる」に、「政令で定める地域」を「条例で定める地域」に改め、「総理府令で定める基準に従い」及び「総理府令で定めるところにより」を削り、同項に次の各号を加える。

一 いおう酸化物

二 ばいじん

三 窒素酸化物

四 前三号に掲げるばい煙以外の政令で定めるばい煙

第五条の次に二条を加える改正規定中第五条の二第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、前項の総量規制基準を定めようとするときは、あらかじめ、当該総量規制基準につき、当該都道府県の議会の議決を経なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

第五条の次に二条を加える改正規定のうち第五条の二第三項中「総理府令で定めるところにより、それぞれ」を「条例で定めるところにより」、「定めることができる」を「定めなければならぬ」に改め、同条第五項を次のように改め、同条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とする。

5 第三項の総量規制基準は、大気環境基準が維持されるために十分なものでなければならぬ。

第五条の次に二条を加える改正規定のうち第五条の三第一項中「工場又は事業場における使用原料又は燃料の見通し」及び「政令で定めるところにより」を削り、同項後段を削り、同項第三号中「に照らし総理府令で定めるところにより算定」を「の維持に支障がないものとして許容」に改め、同条第四項中「前項の報告を受けたときは」を「大気の汚染の防止のため必要があると認めるときは」に改める。

第十三条の次に二条を加える改正規定中第十三条の二を次のように改める。

(指定ばい煙の排出の制限)

第十三条の二 特定工場等の設置者は、当該特定工場等に係る総量規制基準に適合しない指定ばい煙を排出してはならない。

2 前項の規定は、第二条第二項の政令の改正、第五条の二第一項の条例の改正又は同項の都道府県知事が定める規模の変更により新たに特定工場等となつた工場又は事業場については、当該工場又は事業場が特定工場等となつた日から六月間は、適用しない。ただし、その工場又は事業場に適用されている地方公共団体の条例の

規定で前項の規定に相当するものがあるとき(当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く)は、この限りでない。

第十四条の改正規定中「第十四条の下に」第一項中「継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる」を「排出するおそれがある」に改め、同条を「継続して排出されるおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる」を「排出されるおそれがある」に「地域を定める政令」を「条例」に改め、第十四条第四項に次のただし書を加える。

ただし、その工場又は事業場に適用されている地方公共団体の条例の規定で前項の規定に相当するものがあるとき(当該規定による命令に違反した行為に対する処罰規定がないときを除く)は、この限りでない。

第十五条の次に二条を加える改正規定中第十五条の二第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

第十六条に次の一項を加える。

2 特定工場等の設置者は、総理府令で定めるところにより、当該特定工場等に係る指定ばい煙の総排出量を自動的かつ連続的に測定し、その結果を記録しておかなければならない。

第十三条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三十三条の二第一項第一号中「第十三条第一項」の下に「又は第十三条の二第一項」を加える。

附則中ただし書を削る。